

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【事業年度】	第6期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ポピンズホールディングス
【英訳名】	Poppins Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 中村 紀子（戸籍名：裏 紀子）
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
【電話番号】	03-6625-2753
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 田中 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
【電話番号】	03-6625-2753
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 田中 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	(百万円)	17,127	21,548	23,045	24,749
経常利益	(百万円)	998	1,360	1,569	1,611
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	222	900	1,051	966
包括利益	(百万円)	222	900	1,051	966
純資産額	(百万円)	1,240	1,941	6,758	7,386
総資産額	(百万円)	8,438	10,092	14,532	13,133
1株当たり純資産額	(円)	152.06	236.80	696.97	761.68
1株当たり当期純利益	(円)	27.00	110.32	127.54	99.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	123.65	97.18
自己資本比率	(%)	14.7	19.2	46.5	56.2
自己資本利益率	(%)	17.8	56.6	24.2	13.7
株価収益率	(倍)	-	-	19.2	29.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	19	1,295	1,082	1,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	399	716	274	690
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,377	68	3,256	2,358
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,411	4,058	8,123	6,350
従業員数	(人)	1,986	2,543	2,826	2,923
(外、平均臨時雇用者数)		(1,734)	(2,427)	(2,581)	(2,524)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第3期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4. 第3期及び第4期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

5. 2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合、2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。第3期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第4期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (百万円)	833	883	1,454	1,715	2,015
経常利益 (百万円)	325	295	440	469	669
当期純利益 (百万円)	219	147	300	361	548
資本金 (百万円)	90	90	90	2,095	2,095
発行済株式総数 (株)	10,863	217	8,680,000	10,177,300	10,177,300
純資産額 (百万円)	1,406	1,313	1,414	5,540	5,749
総資産額 (百万円)	3,968	5,739	6,284	10,149	8,179
1株当たり純資産額 (円)	132,215.48	160.98	172.48	571.37	592.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	850,000 (-)	1,000,000 (-)	30 (-)	35 (-)	40 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	20,668.09	17.86	36.81	43.79	56.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	42.45	55.11
自己資本比率 (%)	35.4	22.9	22.5	54.6	70.3
自己資本利益率 (%)	16.3	10.8	22.0	10.4	9.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	56.0	52.1
配当性向 (%)	82.3	140.0	81.5	79.9	70.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	26 (13)	23 (11)	36 (14)	40 (11)	45 (10)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	121.7 (112.7)
最高株価 (円)	-	-	-	2,773	4,960
最低株価 (円)	-	-	-	2,401	2,750

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第2期及び第3期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 第2期から第4期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

4. 2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合、2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。第3期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第2期の1株当たり配当額については、2018年2月28日を基準日としておりますので、当該株式併合後の金額を記載しております。

6. 2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第4期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇  
用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載して  
おります。
9. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵  
省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、海南監査法人に  
より監査を受けておりますが、第2期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法令省令13号）の規  
定に基づき算出した各数値を記載しております。当該各数値においては、監査を受けておりません。
10. 第2期から第5期までの株主総利回り及び比較指標については、2020年12月21日付をもって東京証券取引所  
に上場したため、記載しておりません。第6期の株主総利回り及び比較指標は、第5期末を基準として算定  
しております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所におけるものであります。  
なお、2020年12月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載  
しておりません。

(参考資料)

当社は2016年10月3日の単独株式移転により株式会社ポピンズの完全親会社として設立されました。参考として当社の株式移転完全子会社である株式会社ポピンズの主要な経営指標等は次のとおりであります。

## 主要な経営指標等

回次	第31期
決算年月	2017年12月
売上高 (百万円)	14,680
経常利益 (百万円)	374
当期純利益 (百万円)	66
資本金 (百万円)	96
発行済株式総数 (株)	10,863
純資産額 (百万円)	1,068
総資産額 (百万円)	6,841
1株当たり純資産額 (円)	98,346.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	6,079.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	15.6
自己資本利益率 (%)	6.4
株価収益率 (倍)	-
配当性向 (%)	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,766 (1,605)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、株式会社ポピンズの株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(株式会社ポピンズから社外への出向者を除き、社外から株式会社ポピンズへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

5. 主要な経営指標等については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく海南監査法人の監査を受けておりません。

## 2【沿革】

年 月	概 要
1987年 3月	ジャフィサービス株式会社設立
10月	ポピンズ初の事業所内保育所「セコムセンター内託児サービス」開設
1990年 4月	E X P O ' 90「国際花と緑の博覧会」会場にて国際博初のイベント託児ルームを企画、運営 芦屋支社 開設
1993年 4月	「法人向け在宅保育サービス」を開始し、警視庁、郵政省（現日本郵政株式会社）、大蔵省（現財務省）と法人契約締結
1994年 2月	ポピンズ初の病院内保育所「聖路加国際病院 院内保育所」開設
3月	ポピンズ初の病棟内保育所「慶應義塾大学病院 小児科病棟」開設
4月	英国・ノーランドカレッジ・インターナショナル・ディプロマ開始
9月	ポピンズ初の公共施設内託児所「関西国際空港内ポピンズキッズルーム」開設
1996年 9月	「株式会社ポピンズコーポレーション」に商号変更 高齢者在宅ケア事業に参入し、「VIPケアサービス」を開始
1998年 4月	ポピンズ初の横浜保育室事業「ポピンズナーサリー横浜」開設
1999年 1月	厚生省（現厚生労働省）より「ホームヘルパー 2級養成研修指定機関」として認定
5月	ISO9001認証取得（育児・介護サービス）
11月	厚生省（現厚生労働省）の駅型保育試行助成事業として「ポピンズナーサリー甲東園」開設
2000年 4月	東京都より「訪問介護事業者」として認定
2001年11月	ポピンズ初の東京都認証保育所「ポピンズナーサリーー之江」開設
2002年 4月	名古屋支社 開設
6月	「ポピンズナーサリー小机」がポピンズ初の認可保育所に移行
2003年 9月	資生堂による複数社連携（コンソーシアム型）事業所内託児施設「カンガルーム汐留」開設
2004年 5月	恵比寿ガーデンプレイス内「ポピンズインターナショナルプリスクール」開設
2005年 7月	ポピンズ初の大学内保育所「ナーサリー早稲田」運営受託
2006年 4月	全国初のP F I事業による認可保育所「ポピンズナーサリー新浦安」開設
11月	米国・スタンフォード大学への海外乳幼児教育研修開始
2007年 4月	ポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS）開設
6月	米国・ハーバード大学への海外乳幼児教育研修開始
2008年10月	米国ハワイ州公認キッズルーム「ハワイ・ポピンズ・キッズルーム」開設
2010年 4月	ポピンズ初の児童館「富士見わんぱくひろば」、初の学童保育「富士見わんぱくひろば学童クラブ」他、あわせて12ヶ所の保育・教育施設を開設
7月	東京ミッドタウン内に子どもたちの主体的な学び(Active Learning)を支援するスクール「ポピンズアクティブラーニングスクール」開設
2011年 4月	阪神間でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール伊丹」開設
9月	本社を広尾プラザ（渋谷区・広尾）に移転し、「株式会社ポピンズ」に商号変更
2012年 4月	長野県・蓼科に「ポピンズ蓼科研修センター」開設
2013年 3月	保育スタッフの教科書として『ポピンズアプローチ』出版
2014年 4月	恵比寿ガーデンプレイス内に「ポピンズ アクティブラーニング インターナショナルスクール（PALIS）」開設
10月	邸宅型デイサービス施設「ポピンズ芦屋サロン」を開設
2015年 3月	ポピンズアプローチ第2版『0歳からのエデュケア：どの子ども伸びる保育への誘い』出版
4月	北海道でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール札幌白石」開設
12月	大阪支社 開設
2016年 4月	大阪市にポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール天王寺」開設
6月	ポピンズナーサリーサービスが第1回日本サービス大賞 厚生労働大臣賞を受賞
10月	「株式会社ポピンズホールディングス」設立
2017年 2月	ベビーシッターマッチングサイトを運営する「スマートシッター株式会社」を子会社化
2018年10月	保育士の人材紹介会社「株式会社保育士GO」設立
2019年 3月	保育所や学童施設運営を行う「株式会社ウィッシュ」を子会社化
2020年10月	「スマートシッター株式会社」を「株式会社ポピンズシッター」に商号変更
12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2021年 7月	「株式会社ポピンズファミリーケア」、「株式会社ポピンズプロフェッショナル」設立

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ）は、当社、連結子会社（株式会社ポピンズ、株式会社ポピンズファミリーケア、株式会社ポピンズプロフェッショナル、株式会社ポピンズシッター、株式会社ウィッシュ、株式会社保育士GO）、非連結子会社Poppins U.S.A., Incorporatedの計8社(2021年12月31日現在)により構成されており、「在宅サービス事業（ナニー及びベビーシッター、介護、家事支援）」、「エデュケア事業（保育・学童施設の運営）」、「その他サービス事業（教育研修・調査事業、人材派遣・紹介事業、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業）」を行っております。

ウォルト・ディズニー社のミュージカル映画「メリー・ポピンズ」の主役のように、楽しく不思議な体験に巻き込みながら、本当に大切なものは何かを教えられたらという思いを込めて、当社グループの社名をポピンズとしております。

当社グループは、『働く女性の支援』という創業時の強い想いを全役員・従業員で共有しており、「働く女性を最高水準（注1）のエデュケア（注2）と介護サービスで支援します。」というミッションの下、祖業であるベビーシッターサービスを起点に、認可・認証・事業所内保育所や学童保育、インターナショナルスクール運営等のナースリーサービスや、高齢者在宅ケアを行うシルバーケアサービス、共働きや高齢者、単身世帯など様々なライフスタイルを支える家事支援サービス、そして保育士や介護士等の研修サービス等を展開し、フルラインでの働く女性を支援するサービス（注3）を提供しております。

なお、当社グループの各セグメントの事業内容は以下のとおりであり、以下に示す事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- （注）1 “最高水準”とは、当社グループでは、常識を超えたサービスによって相手を感動させられる水準のことをいいます。
- 2 “エデュケア”とは、当社グループが創出した“エデュケーション”（教育）と“ケア”（保育）を組み合わせた教育理念であります。当社グループは、乳幼児教育において0歳児の脳の目覚ましい発達の研究も踏まえ、教育と保育の両方が必要という考えから創業時からポピンズの基本方針の核となっております。
- 3 “フルラインでの働く女性を支援するサービス”とは、祖業であるナニーサービスから始まり、ベビーシッターサービス、介護、家事支援、保育・学童施設運営、教育研修へと切れ目なく働く女性のライフステージをサポートする当社サービス群の特長であります。

#### 1．在宅サービス事業

在宅サービス事業では、ナニー（教育ベビーシッター）及びベビーシッターを中心とした在宅保育サービスの提供、高齢者向け在宅ケアサービス、及び家事支援サービスを提供しております。

政府は、2020年12月21日に待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」を取りまとめて公表し、その中でベビーシッターの活用が、あらためて国の最重要政策のひとつとして位置づけられました。

また、2021年4月より、公益社団法人全国保育サービス協会が発行する内閣府ベビーシッター割引券（注1）の利用限度額が、1日当たり2,200円から4,400円に増加したこともあり、当社グループにおける2021年12月の月間利用枚数が前年同月比3倍超に急増しており、ナニーサービス及びベビーシッターサービスともに利用拡大の後押しとなっております。

その結果、チャイルドケアサービスを年間1回以上ご利用されたご家庭数は、新型コロナウイルス感染症による事業への影響にもかかわらず、2021年12月期には1万世帯以上となりました。



ナニーサービス、ベビーシッターサービスを年間1回以上ご利用された家庭数の総計（サービス間の重複あり）

内閣府ベビーシッター割引券などの国の助成に対応するナニーやベビーシッターは、保育士または看護師の資格保有、または厚生労働省による指定研修の修了が必須ですが、2021年8月には、当社グループの自社研修制度の充実が認められ、民間事業者として初めて自社のベビーシッター育成研修が当該指定研修と認定されました。

(1)チャイルドケアサービス(ナニーサービス) (株式会社ポピンズファミリーケア)

「ポピンズ ナニーサービス」は、ナニーを派遣する事業であり、『働く女性の支援』という想いを掲げて立ち上げた当社グループの創業以来の事業であります。ナニーとは、英国では国家資格となっており、おむつ交換や授乳などの基本的な身の回りのお世話はもちろん、送迎や教育、しつけなどを親に代わって行う子育てのプロフェッショナルです。中でも世界的な名門校ノーランドカレッジ出身のナニーはノーランダーと呼ばれ、その一部は、英国王室のロイヤルファミリーへのサービス提供にも選ばれております。当社グループでは、1892年に創立された乳幼児ケア(保育)と教育の専門職養成のための高等職業教育機関であるノーランドカレッジ(英国サマーセット州のバース)と提携して、毎年海外研修を実施しております。また、ノーランドの講師を招いて、その専門性を高め、知識・教養・技能・人格など、すべてにおいて最高水準のナニーを育成することを目指しております。ポピンズナニーサービスはお客様のニーズに応える24時間365日、当日オーダーに100%対応できるよう取り組んでおります。また、企業の福利厚生サービスとして契約企業が認める範囲でその従業員にご利用いただけるベビーシッター法人契約も約600社と締結しております。

具体的なサービス内容としては、個人会員及び法人契約を締結している顧客企業の役職員に対し、当社グループに登録するナニーがベビーシッターサービスを時間単位で提供しております。また、オプション・サービスとして、お子様の食事作りや家庭教師、アスリートレッスン、受験指導、カウンセリング等お客様のニーズに合わせたサービスも提供しております。さらに、ホテル・デパート・コンサート・パーティなどのイベント向けにもスポットでベビーシッターサービスを提供しております。

また、2021年12月現在、東京都23区のうち、8区において居宅訪問型保育事業(ベビーシッター人材を活用した認可事業)を導入、東京都も保育所に入所できない待機児童の保護者向けに、利用料の一部を助成するベビーシッター利用支援事業を2018年より開始しました。当社グループのナニーサービスはこれらサービスの認定事業者となっており、自治体とも連携してサービスを提供しております。

(2)チャイルドケアサービス(ベビーシッターサービス) (株式会社ポピンズシッター)

ポピンズシッターは、スマートフォンやPCからベビーシッターを検索、プロフィールや写真・動画、評価・口コミなどを参考に、利用者に合ったベビーシッターを選んで必要な時間単位での予約が可能となっております。登録ベビーシッターは、保育士・幼稚園教諭・助産師・看護師などの有資格者と保育・子育て経験者等から構成されており、厳しい選考を経て研修を受講しております。

ポピンズシッターは、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する唯一のオンライン型ベビーシッターサービス(注2)であり、ナニーサービスと並び、内閣府ベビーシッター割引券の利用が認められているほか、東京都港区や渋谷区をはじめとする31自治体のベビーシッター助成の対象としても認定されております。また、企業の福利厚生サービスとして契約企業が認める範囲でその従業員にご利用いただけるベビーシッター法人契約も約100社と締結しております。

その結果、2021年12月の月間売上高が、新型コロナウイルス感染症による事業への影響が生じる前の2020年1月比4倍超に増加しており、利用拡大が急速に進んでおります。

(注) 1 “内閣府ベビーシッター割引券”とは、内閣府が育児と仕事の両立支援のために2016年から導入した「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」に基づく、割引券(正式名称:ベビーシッター派遣事業割引券)です。なお同事業の運営は、全国保育サービス協会が内閣府より受託しており、同協会が求める安全基準、事件・事故対応への体制整備の要件を満たし、加盟を認めている企業・団体の中で、当社が唯一のオンライン型ベビーシッターサービス事業者です。

2 “オンライン型ベビーシッターサービス”とは、お客様がオンライン上で自らベビーシッターを選ぶことができるサービスです。なお、ポピンズシッターは、2018年5月から、事業者がお客様とベビーシッターの双方と直接契約する形態に切り替えており、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」の対象となるマッチングサイトではありません。マッチングサイトでは、ベビーシッターが個々に自治体に認可外保育施設設置届を届出しますが、ポピンズシッターではベビーシッターと事業者が契約、事業者が認可外保育施設として東京都に届出をし、定期的に運営状況を東京都に報告しております。

(3)シルバーケアサービス (株式会社ポピンズファミリーケア)



1996年にスタートした高齢者在宅ケア事業（シルバーケアサービス）は、介護保険サービス及び介護保険適用外のVIPケアサービスを提供しております。主に会員制のVIPケアサービスに力を入れており、介護保険適用外の在宅ケアサービスを希望される顧客に、介護や看護の有資格者のみでなく、高齢者心理、ホスピタリティ、料理、秘書など様々なスキルセットを持つ人材を、当社にて登録・研修し、お客様のニーズに応えるサービスを提供しております。また、法人向けの介護コンサルティングサービスも行っております。

当社グループの高齢者在宅ケア事業は、当社の長年にわたるナニーサービスでの在宅ケアのノウハウを活用して、ケアスタッフ（当社のVIPケアサービスを直接提供するスタッフのこと）の募集・採用段階から独自の判断基準を持ち、徹底した教育研修の実施、さらにお客様との相性や各ご家庭の事情にあった人物を選ぶコーディネート力の向上、万一のクレームの是正・予防措置の徹底など、ISO9001の取り組みに基づくサービス品質の向上に取り組んでおります。また、事業スタート以来、積極的な広告宣伝活動はしていませんが、ナニーサービスをきっかけに利用を検討されるご利用者やそのご紹介者の利用が増えております。

#### VIPケアサービス（生活支援/身体介護）

VIPケアサービスは、高齢者が日常生活を、楽しく、快適に過ごす事ができるように、ご本人とご家族のご要望を最大限尊重した高齢者向け在宅ケアサービスとして、生活支援サービス及び身体介護サービスを提供しております。

具体的には介護保険適用外である家事サービス、外出同行サービス、身体介護サービス、ご相談サービス、エマージェンシーサービス等様々なサービスを取り揃えており、ナニーサービスやベビーシッターサービスと同様、時間単位の利用料金で運営しております。当社グループではこれらのサービスを、大切な方を大切にお世話をするという意味で「VIPケア」と呼び、サポートの対象を高齢者ご本人様に限定せず、支えるご家族の幅広いお困りごとまで対応が可能な完全オーダーメイドのサービスを提供しており、介護保険では対応できないご要望まで、自由に組み合わせさせてご利用になれます。

#### 介護コンサルティング

当社グループが35年以上に渡り、育児・介護の分野で働く女性を支援し、2021年12月現在、法人向け在宅保育サービスなどで700社以上の企業と法人契約を結んでいる経験・ノウハウを活かし、法人向けに介護コンサルティングサービスを提供しております。特徴は以下のとおりであります。

- ）介護全般の相談に対応
- ）国家資格を持った相談員が対応
- ）豊富な相談経験に基づく月間100件にのぼるアドバイス

## ナーズケア

主治医の指示による経管栄養、点滴交換、痰の吸引等の医療上のお世話、病状の観察、医療機器の管理、外出サポート、ターミナルケアまで医療ケアを必要とするお客様が医療保険・介護保険のルールから制限を受けることなく、住み慣れたご自宅でご自身らしく生活していただけるよう、看護資格を有するポピンズナースが主治医やホームドクターと連携しながら、お客様にオーダーメイドの看護サービスを提供しております。

### (4)家事支援サービス（株式会社ポピンズファミリーケア）

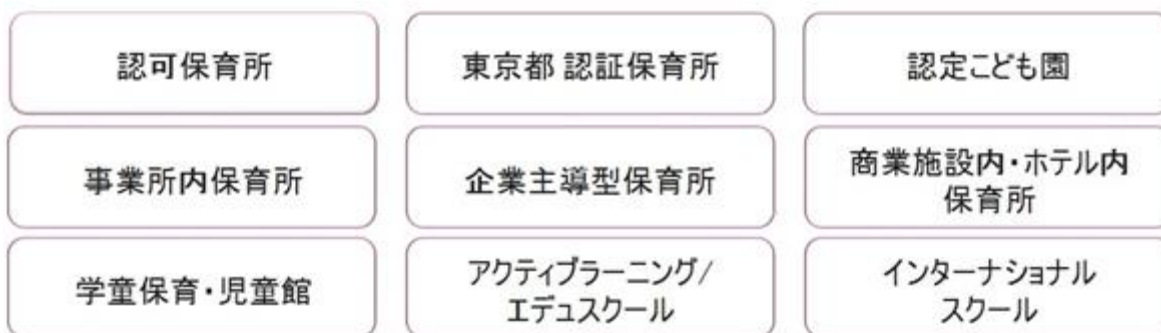
女性活躍推進には、子育て支援や介護支援だけでは充分ではないとの考えから、当社グループでは、家事支援サービスも提供し、働く女性の充実した支援のラインナップに加えております。

同事業では、外国人家事支援スタッフによる「ポピンズ家事支援サービス」も提供しております。具体的には、ご家庭の様々な家事のご要望に対して、オーダーメイドの家事サービスを提供しております。当社グループのフィリピン人家事スタッフは、徹底した教育研修を経た経験・スキル豊富な人材であり、フィリピンの人材派遣会社大手マグサイサイグローバル社（本社所在地：マニラ 代表者：DORIS MAGSAYSAY）と提携し、家事支援サービスをお届けしております。

## 2. エデュケア事業（保育・学童施設の運営）

当社グループのエデュケア事業は、「認可保育事業」と「認可外保育事業」の2つに分かれており、以下のような様々なニーズに応えた施設サービスを展開しております。

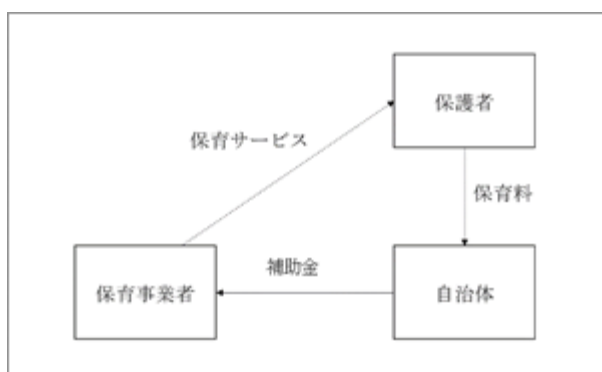
当社のエデュケア事業の特徴は、以下のように、三大都市圏（東京・大阪・名古屋）以外の地方主要都市（札幌、仙台、福岡等）も含め、保育施設から学童施設まであらゆる形態の施設をフルラインで運営しており、保護者の多様なニーズに応えられる点にあります。



### (1)認可保育事業（株式会社ポピンズ、株式会社ウィッシュ）

#### 認可保育所

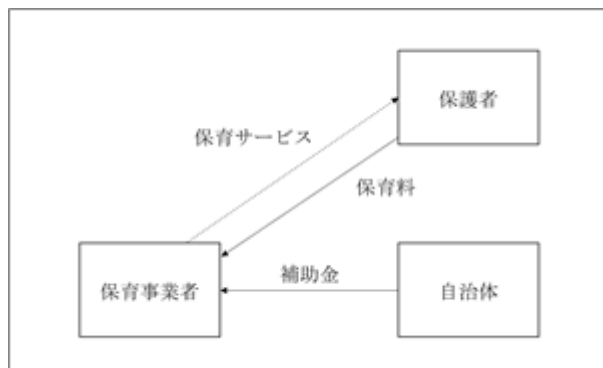
児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設であります。保育料は利用者から区市町村が徴収し、当社グループは国・自治体から施設型給付を補助金として受領し運営します。



## (2) 認可外保育事業

## 認証保育所（株式会社ポピンズ、株式会社ウィッシュ）

現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応するため、東京都独自の基準（認証基準）に基づいて設置された保育所で、企業の経営感覚の発揮による多様化したサービス提供が特徴であります。保育料は利用者から認証保育所（当社グループ）が徴収し、当社グループは自治体からも運営に要する経費の一部を補助金として受領し運営します。なお、料金は認証保育所で自由に設定が可能となっております。（ただし上限があります。）



## 認定こども園（株式会社ポピンズ）

教育・保育を一体的に行う施設で、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

）就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

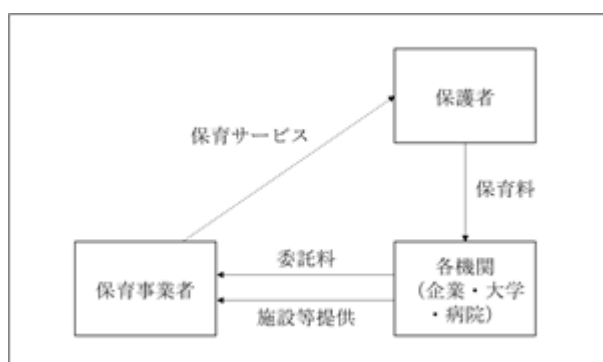
）地域における子育て支援を行う機能

当社グループは、東京都において保育所型認定こども園を運営しております。

## 事業所内保育所（企業・大学内・病院内保育所）（株式会社ポピンズ）

企業や大学、病院等の各機関が運営する事業所内に各機関の従業員向けの保育所を設置し、運営しております。認可外保育所であり、児童福祉施設には該当しませんが、都道府県知事に対して設置届を提出する義務があり、認可外保育施設指導監督基準に則った運営を行っております。

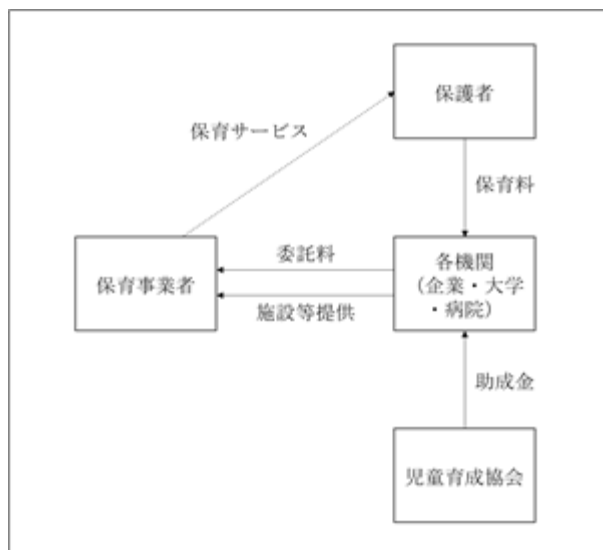
企業、大学、病院等の各機関が人材確保のための経営戦略として施設内に保育所を設置する役割が年々大きくなっております。複数企業によるコンソーシアム型の保育所設置の提案や、自治体との連携など新たなビジネスモデルを作り、費用対効果を意識した子育て支援策の提案を行っております。保育料は各機関が給与天引き等で徴収し、当社グループは各機関との契約に基づいて業務委託を受け運営しております。



### 企業主導型保育所（株式会社ポピンズ、株式会社ウィッシュ）

内閣府が2016年に開始した、主に企業向けの助成制度に基づき設置された事業所内保育所の一形態であります。企業や大学、病院等の各機関の従業員の子どもを対象とした従業員枠と地域住民向けの地域枠があり、地域枠を弾力的に設定できるなど柔軟な運営が可能となっております。

事業所内保育所と同様、当社グループは各機関との契約に基づいて委託料を受領し運営しますが、各機関は利用者からの保育料に加えて、国から整備費・運営費について、認可保育所並みの助成金を受けることができます。



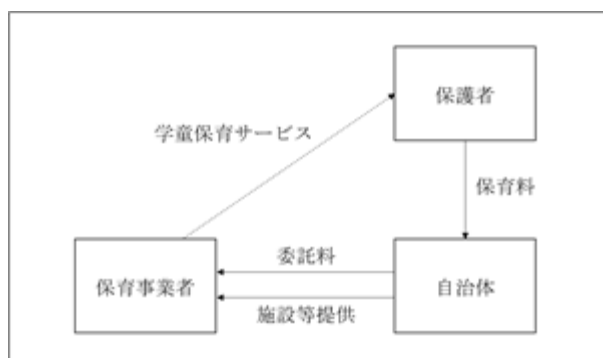
### 学童保育（株式会社ポピンズ、株式会社ウィッシュ）

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業をいいます。

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、保護者が働き方の変更を強いられる問題を指す『小1の壁』打破のため、「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月14日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率のさらなる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしております。厚生労働省が2021年12月24日に公表した、2021年の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況によれば、登録児童数は前年比3万7,267人増の134万8,275人、クラブ数は前年比300か所増の2万6,925か所、待機児童数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年比2,579人減となりましたが、1万3,416人と依然高止まりしております。学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）では179人増加、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）では2,400人減少となっており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、小学校低学年における学童保育の不足が引き続き社会課題となっております。

当社グループの特徴的な取組みとして、名古屋大学内学童保育所「ポピンズアフタースクール」があり、名古屋大学で教鞭をとる第一線の教授の授業を提供するなど、学習要素を兼ね備えたサービスを実施しております。また、名古屋大学で学ぶ留学生が主体となり、その国の遊び・文化・食事を教えるプログラムもあり、子ども達は多国籍文化に触れることができます。これはポピンズの「エデュケア」にも合致する手法であり、今後このようなサービスを拡大していく予定であります。

当社グループは自治体など契約先からの委託料により運営しております。



#### 児童館（株式会社ポピンズ、株式会社ウィッシュ）

子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする屋内型の児童厚生施設であります。学童保育と違い、児童館は事前登録なく自由に来館することができ、学童保育の子どもだけでなく、たくさん子どもたちが、放課後いったん帰宅してから遊び場として利用します。学童と同じ施設内に設置されているところもありますが、施設内での運営場所や内容は学童とは分けられております。当社グループは自治体からの委託料により運営しております。

#### 商業施設内・ホテル内保育所（株式会社ポピンズ）

施設の付加価値を高める目的で、大型商業施設や有名ホテル内で認可外保育所を運営しております。

#### アクティブラーニングスクール(ALS)（株式会社ポピンズ）

六本木・東京ミッドタウンに設置する「ポピンズ アクティブラーニングスクール」は、生後10か月から未就学児向けに展開している先端的な教育プログラムでこどもの主体性を支援する教育施設であります。レτζョ・エミリア・アプローチ（ ）によるサイエンス・音楽・芸術や語学などを各分野の専門講師が教育するのが特徴となっております。ハーバード大学教育学大学院の研究機関であるプロジェクトゼロとの共同研究により、株式会社ポピンズが社内で立ち上げた乳幼児教育専門の研究所であるポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS）で開発した保育メソッドを採用しております。

「レτζョ・エミリア・アプローチ」とは、イタリアのレτζョ・エミリア市発祥の『世界で最も革新的な幼児教育施設』とニュースウィーク誌でも紹介された幼児教育法の一つであります。当社グループでは、創造性を育む環境作りのために保育施設内にアトリエや広場を設けたり、子どもたち同士や保育士との会話、活動の様子をドキュメンテーションとして記録し、活動やコミュニケーションに活かすなどその手法を取り入れております。

#### ポピンズ エデュスクール（株式会社ポピンズ）

幼稚園受験・小学校受験の指導を行うスクールで、前述のALSに併設されております。保育サービス事業者ならではのサービスとして、送迎ができず受験をあきらめていた共働き家庭でも利用しやすいよう、ナニー及びベビーシッターによる送迎も可能としております。

#### ポピンズ アクティブラーニング インターナショナルスクール(PALIS)（株式会社ポピンズ）

東京・恵比寿で展開している英語での教育を行うインターナショナルスクールであります。それまで1～3歳を対象としたプリスクールでしたが、ALSのインターナショナル版として新しく2014年4月にリニューアルし、対象年齢も0～5歳に拡大しました。乳幼児教育の専門職養成機関として知られる英国ノーランドカレッジと提携していることから、イギリスの5歳就学前の子供たちのための教育指針であるEarly Years Foundation Stage (EYFS) に基づいた教育を採用し、英語によるアクティブラーニング(主体的な学び)を実践しており、グローバル教育の拠点となるプログラムを提供しております。Early Years Foundation Stageの意味は(乳幼児)早期基礎段階であり、就学前の学習・発達・ケアの質の基準が定められております。イギリスでは5歳から義務教育がはじまり、生まれてから5歳就学前までの幼児期の子どもたちが対象です。本場アメリカのディズニールランドの勤務経験がある先生や、レッスンに使う道具や教室に備え付けられた衣装もアメリカで購入するなど幼児期からのホンモノ体験を重視しており、サイエンス・アート・バレエ・ダンス・空手などの専門講師による英語での授業を行っております。大使館関係者、外資系企業日本駐在員関係者など、外国人のご利用もいただいております。

#### 海外施設（Poppins U.S.A., Incorporated）

日本企業として、ハワイ州公認の託児施設を運営しております。2008年に日本の保育事業者として初めてハワイ州の託児施設ライセンスを取得以来、子供連れでハワイを旅行する保護者のために安全で高品質なサービスを提供してきた功績が認められ、2014年には、ハワイ州知事より10月1日が「ポピンズ・ケイキ・ハワイの日」に認定されました。シェラトン・ワイキキ・ホテル内で、ボディボード、アート、イングリッシュレッスンなどハワイならではの様々なキッズプログラムをご用意し、ご家族でのハワイ旅行をサポートしております。

当社グループが運営するエデュケア事業施設数推移は以下のとおりであります。

	2017年12月末	2018年12月末	2019年12月末	2020年12月末	2021年12月末
認可保育所	49	52	62	67	69
認証保育所	33	33	36	36	36
認定こども園	1	1	1	1	1
事業所内保育所	56	77	86	87	86
(うち企業主導型)	(18)	(40)	(46)	(47)	(46)
学童・児童館	15	15	87	89	91
その他	30	30	40	42	44
合計	184	208	312	322	327

施設数には、同一施設内において一時保育や病児・病後児保育など複数の事業を運営している場合、それぞれを1施設数として表示しております。

### 3. その他サービス事業

当社グループがこれまで培ってきた乳幼児教育ノウハウや海外の最先端の教育施設等との親密なネットワークを活かした国内研修、海外研修、及び調査・研究事業のサービスを提供しております。

#### (1) 教育研修・調査事業 (株式会社ポピンズプロフェッショナル)

##### 国内研修

保育環境の向上を目指して、当社グループが長年培ってきたナニーサービスや乳幼児教育のノウハウを体系化し、厚生労働省・各自治体から企業・団体、個人まで、さまざまな目的や職種に応じた人材育成を行っており、教育研修・セミナー・eラーニングを提供しております。特に、昨今のコロナ禍では、当社が先行して実施していたハイブリッド型研修(集合研修とeラーニングの組み合わせ)を厚生労働省・各自治体へ提供しており、これらを今後の基盤として力を入れてまいります。具体的な研修サービスとしては、保育士キャリアアップ研修、子育て支援員研修、潜在保育士の復職支援研修、家庭の保育者研修、区民・市民向け講座、両親学級等のプログラムを提供しております。

##### 海外研修

乳幼児教育に携わる方、指導者を目指す方に向けた海外研修サービスを提供しております。米ハーバード大学や米スタンフォード大学や英ノーランドカレッジなど、当社グループ独自のグローバルネットワークによる乳幼児教育を学ぶことを可能にしております。

)スタンフォード大学乳幼児教育研修：2006年より実施しているスタンフォード大学での乳幼児教育研修では、大学内で教育学部長による講義が行われるほか、心理学部の教育研究機関として40年の歴史を持つ大学付属保育施設である「Bing Nursery School」の視察及び現地保育者とのワークショップ、さらにサンフランシスコ(シリコンバレー)周辺企業の事業所内保育施設の視察などを実施しております。

)ハーバード大学乳幼児教育研修：2007年より実施しているハーバード大学での乳幼児教育研修では、同校における脳科学や乳幼児の発達心理からレッジョ・エミリアに関する講義に加え、ハーバード大学が直接経営や運営に関与するハーバード7園のひとつへの解説付き訪問、近郊の脳発達及び乳幼児教育の最新事例に関する研究を基礎とするなど特徴ある教育方針を持つ保育施設や、先端技術(安心安全のための虹彩認証による入退館システムなど)を取り入れた保育施設などの視察を実施しております。最先端の乳幼児教育を体感でき、専門分野の質を高める研修ツアーとして、大学や専門学校の先生方、保育園、幼稚園の園長、主任の方々にもご参加いただいております。

)ノーランドカレッジ留学：ノーランドカレッジは、ヨーロッパの王室や上流家庭の子どもたちのナニー(教育ベビーシッター)の養成校として、1892年に設立された乳幼児ケアと教育の専門職養成のための英国の大学であります。2週間の短期留学コースでは、創設者のエミリー・ワード女史が取り入れた、子どもの自主性や自尊心を発達させるなど、子供の立ち直る力やEQ(感情指数)を高めるとされる「感情コーチング」や、幼児期の脳の発達といった知識も身に付けるまったく新しい保育手法を学び、ナニー、保育士、幼稚園教諭など、乳幼児教育のプロとしてキャリアアップを目指します。

また、ノーランドカレッジからは、毎年教師を日本へ招き、ナニー研修を行っております。

## 調査・研究事業

当社グループ独自の保育理論をより深める「ポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS：Poppins International Institute for Child Sciences）」を株式会社ポピンズプロフェッショナルの社内に設置し、世界的な視野でさらに深いエデュケアの研究も実施しております。

保育所における実践内容に、ハーバード大学、スタンフォード大学、東京大学、お茶の水女子大学など国内外の教育機関・研究者との様々な共同研究内容を加え、「0歳からのエデュケア」として出版し保育者の指針とする他、「ポピンズアプローチ」（注1）や「知力8」（注2）を開発し、教育に主眼を置いた保育を実践しております。

また、国や自治体からの委託を受け、保育士再就職支援事業（厚生労働省）や、サービス産業生産性向上調査事業（経済産業省）、子育て支援方策に関する調査研究（文部科学省）等の調査やコンサルティングも実施しております。

加えて、2021年4月には、乳幼児教育のエキスパートを育成するとともに、保育士の社会的地位の向上を目的として、当社グループがお茶の水女子大学の大学院の中に「保育マネジメント講座」を開設し、現職保育士のキャリアアップ、リカレント教育を支援しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当社グループが長年にわたり実施を継続してきた海外研修の催行は一時的に困難となりましたが、2020年6月には、ハーバード大学教育大学院プロジェクト・ゼロとの共同研究成果を発表する場として「第12回ポピンズ国際乳幼児教育シンポジウム」を、ポピンズとして初の日米欧の4地点をリアルタイムで繋ぐウェビナー（ウェブとセミナーを合わせた造語で、インターネット回線を通じてオンラインで行うセミナー）形式で開催し、保育従事者及び乳幼児教育関係者5,000名超に、各界専門家の意見も含めた学びを広く共有いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が継続した2021年6月にも、同じくウェビナー形式で「第13回ポピンズ国際乳幼児教育シンポジウム」を開催し、3,000名超が参加しました。

さらに、前述のシンポジウム開催により培ったウェビナー運営ノウハウを活用し、スタンフォード大学乳幼児教育研修についても、海外研修の催行を見送る一方で、2020年11月には、「2020 ポピンズ海外乳幼児研修」を、スタンフォード大学教育学部付属園である「BING ナーサリースクール」へのオンライン視察を含むウェビナー形式で開催し、700名超が参加しました。新型コロナウイルス感染症の影響が継続した2021年11月にも、ウェビナー形式で「2021 ポピンズ海外乳幼児研修」を開催し2,000名超の参加となりました。

これらの大規模ウェビナーを高いクオリティで運営するためのノウハウは、国内研修を厚生労働省・各自治体などに提供する際にも活かされており、当社グループが提供する教育研修・調査事業の強みのひとつとなっていると考えております。

- (注) 1 ドキュメンテーション（お子様の様子を写真や動画で定期的に記録することによる、学びのプロセスを可視化）、発達のパスウェイ（胎児期から就学前までの発達の道筋を一覧表とし保育に活用）、マインドセット（失敗を恐れず、さらに成長を助け促す声掛けを取り入れた保育）の3つの手法を用いた当社独自の保育アプローチ
- 2 子どもの知力を、言語・音楽・論理数学・空間構成・身体運動・自然科学・社会性・自己受容の8つの領域に整理し、「知力8（エイト）」と名付け、子どもの発達状況を勘案した保育の構成・実践

## (2)人材派遣・紹介事業（株式会社保育士GO、株式会社ウィッシュ）

2018年10月に、保育士の人材紹介会社として株式会社保育士GOを設立し、当社グループだけではなく、全国の保育事業者等の求人を紹介し、転職希望者のための転職サポート、保育事業者等への採用活動サポートを行っております。

また、株式会社ウィッシュが、各自治体の公立保育園等に対して、保育士の有資格者を人材派遣しております。なお、2022年1月1日付で、株式会社ウィッシュが株式会社保育士GOを吸収合併しております。

## (3)高齢者向けデイサービス施設等の運営事業

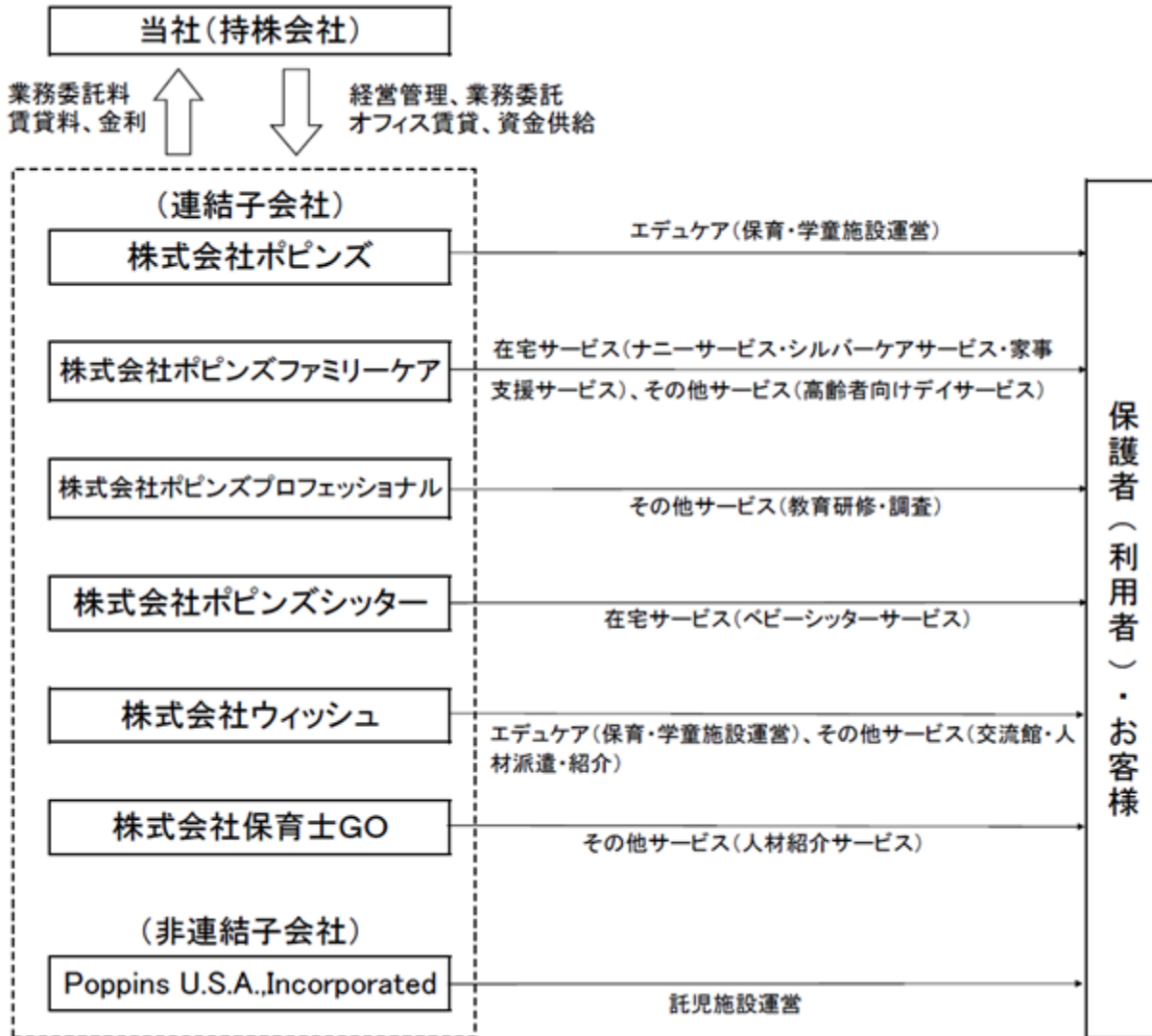
ポピンズ芦屋サロン（邸宅型デイサービス）（株式会社ポピンズファミリーケア）  
介護保険対象デイサービス施設を、兵庫県芦屋市で運営しております。

地域交流館・ふれあい館（株式会社ウィッシュ）

株式会社ウィッシュが自治体から高齢者向けの地域交流館3施設、ふれあい館1施設の指定管理を受託しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準及び重要基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ポピンズ (注) 3、4	東京都渋谷区	96	在宅サービス事業 エデュケア事業 その他	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズファミリーケア (注) 5	東京都渋谷区	90	在宅サービス事業 その他	100	経営指導 役員の兼任4名 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズプロフェッショナル (注) 5	東京都渋谷区	90	その他	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズシッター	東京都渋谷区	97	在宅サービス事業	100	経営指導 役員の兼任3名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社保育士GO	東京都渋谷区	20	その他	100	経営指導 役員の兼任2名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ウィッシュ (注) 4	東京都渋谷区	45	エデュケア事業 その他	100	経営指導 役員の兼任3名 資金の貸付 業務の委託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 株式会社ポピンズ及び株式会社ウィッシュについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社ポピンズ	株式会社ウィッシュ
(1) 売上高	19,421百万円	2,953百万円
(2) 経常利益	560	333
(3) 当期純利益	290	216
(4) 純資産額	2,434	817
(5) 総資産額	9,180	1,353

5. 株式会社ポピンズファミリーケア及び株式会社ポピンズプロフェッショナルは、2021年7月1日付で株式会社ポピンズより新設分割して設立しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
在宅サービス事業	80 (92)
エデュケア事業	2,755 (2,249)
報告セグメント計	2,835 (2,341)
その他	29 (171)
全社(共通)	59 (12)
合計	2,923 (2,524)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門所属のものであります。

## (2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45(10)	45.1	2.6	6,749

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。

4. 当社は持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

ミッション : 働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。

サービスポリシー : 「寄り添うように」 お客さまのこころの声を聞き、そのご要望に丁寧に応えるサービス

「慈しむように」 愛情と敬意に満ち、優しく包み込むようなサービス

「信頼に足るように」 他に換えることのできない確かなサービス



「妥協しないように」 果てしなき質の向上に挑み続けるサービス


当社グループは上記のミッションの下、創業以来、35年以上前から働く女性の支援を続けてまいりました。

昨今、国連が定める「持続可能な開発目標 (SDGs)」に代表されるように、社会課題の解決が企業にも求められる時代となり、当社グループの経営方針及び提供するサービスが社会において重要な価値をもたらすものである事を改めて認識しております。

そこで、当社グループでは、2020年11月に株式会社日本総合研究所からセカンドパーティ・オピニオンを取得し、当社グループの社会課題解決に向けた対応状況を第三者の目から客観的に評価いただくとともに、今後の(経済的価値のみならず社会的価値を含めた)企業価値向上の契機としております。

また、SDGsは当社のミッションにも通ずる目標であると考えており、当社グループの提供するサービスにより、以下のそれぞれの目標達成に貢献してまいります。

目標	ターゲット	左記ターゲットに貢献する 当社グループのサービス・施策
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	5.5「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く女性を支援することにより、女性の社会参画を増大</li> <li>・子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアをナニー及びベビーシッターやケアスタッフとして活用。その他、年齢・性別・国籍・ハンディキャップにかかわらず多様な就業の場を提供</li> <li>・自社においても、全社員の91.2%、管理職の78.4%、取締役の38.5%を女性が占める(2021年12月末時点)など、女性活躍を自ら実践</li> </ul>
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.2「すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育」から「エデュケア」へ保育理論、非認知能力の向上ノウハウを深化・体系化</li> <li>・将来グローバル社会で生きる子どもたちのために「0歳からのエデュケア」を実践</li> <li>・「最高水準」のサービス提供に向け、乳幼児教育において、ハーバード大学、スタンフォード大学、ノーランドカレッジ、東京大学、お茶の水女子大学など国内外の教育機関やその研究者との共同研究や研修を実施し、世界最先端の教育科学を保育に取り入れる</li> <li>・国や自治体からの委託を受け、保育士再就職支援事業(厚生労働省)や、サービス産業生産性向上調査事業(経済産業省)、子育て支援方策に関する調査研究(文部科学省)等の調査やコンサルティング、研修事業(年間1,700回以上、53,000人以上参加(2021年度))を実施</li> </ul>

	<p>8.1「各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる」</p> <p>8.5「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育/学童施設327カ所（2021年12月31日時点）の運営、ベビーシッターサービス提供を通じ女性の社会参画を支援</li> <li>・お茶の水女子大学大学院に「ポピンズ保育マネジメント講座」を開設（2021年4月開講）し、保育士の地位向上を図る</li> <li>・地方採用も積極化し、地方から三大都市圏（東京都・大阪・名古屋）に転居して働く人に向けて借上げ社宅などのサポート施策を準備（2021年12月末現在257件）</li> <li>・保育士の処遇改善（大卒保育士の初任給業界最高水準）や福利厚生（自社サービスの割引利用他）の充実</li> <li>・残業時間の軽減（目標月平均7時間）</li> <li>・人材育成を重要な経営課題と捉え様々な教育機会を提供（海外研修に自社社員派遣含め約500名参加（英ノーランドカレッジ海外研修（1994年～）、米スタンフォード海外研修（2006年～）、米ハーバード海外研修（2007年～）の累計参加者数）、オンライン開催となった2020年度及び2021年度分を除く）</li> </ul>
---	--	---

## (2)目標とする経営指標

当社グループは、事業の収益性を評価し、グループ全体の経済価値向上に寄与することから、経営指標として売上高と営業利益率を重視して経営しております。

## (3)経営環境

日本では、少子高齢化に伴い労働者不足の加速化が予想されるとともに、産業構造の変化により多様な人材を活用していくことが必要不可欠となったことから、女性の活躍促進が一層求められております。

安倍政権が「女性が輝く社会」政策を打ち出した2013年時点で2,411万人だった女性の雇用者数は、以降拡大を続け、2021年には2,717万人まで306万人も増加しております。（注1）

こうしたなか、我が国は成長戦略の1つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「介護離職ゼロ」に向けた対策が進められていることもあり、当社グループの展開する事業領域の各市場は以下のように拡大していくものと認識しております。

### 子育て支援

#### ）チャイルドケアサービス（ベビーシッター）

欧米等の海外ではベビーシッターは一般的なサービスであります。日本においても、待機児童対策として保育施設の整備が急ピッチで進められる一方、都市部における保育施設の不足が払拭されないため、ベビーシッターサービスへの需要が増え続けております。また、個別保育の長所を活かした様々なサービスとともに、保育所や学童施設では対応できない送迎や病児・病後児保育、妊娠中の産褥支援などの個別ニーズへの対応が可能であることから、子育て市場の成長とともにベビーシッター市場は堅実に伸長しております。矢野経済研究所によれば、ベビーシッター市場の年間売上高は、2013年度の257億円から2019年度は299億円へと拡大したものの後、2020年の同市場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け229億円と一時的な縮小を余儀なくされていますが、同感染症の収束を見越して、2021年には251億円、2022年には280億円まで回復することが見込まれております（注2）。

当社グループのナニーサービスの会員数も過去10年で4倍以上に増えており、また、ベビーシッターサービスの2021年12月の月間売上高が、新型コロナウイルス感染症による事業への影響が生じる前の2020年1月比4倍超に増加するなど、利用拡大が急速に進んでおりますが、海外事情の浸透やベビーシッターの認知度の向上、マッチングサービスの発展等による使い勝手の向上等により、今後も日本におけるベビーシッター市場のさらなる拡大が期待されると考えております。

#### )エデュケア事業(保育所)

待機児童対策のため保育所の新規開設が拡大しており、保育所定員並びに保育所利用者数ともに2013年時点でそれぞれ229万人、222万人から2021年時点でそれぞれ302万人、274万人と大幅に伸びております(注3)。一方で、待機児童数は5,634人と、2020年時点で引き続き前年比6,805人の大幅な減少となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者が自身の復職時期を先延ばしするなどして保育所への入園を控える問題を指す『預け控え』の影響が大きいと考えております。今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、引き続き女性の就労率の上昇や、非正規雇用者の正規雇用化が進むことが想定されるため、保育所の整備が進んでも潜在的な待機児童数の高止まりは継続すると見込んでおります。

待機児童解消と職場復帰支援に向けては、2018年6月に政府により決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」により、女性活躍の場の拡大をさらに推進していくという方針のもと、保育の受け皿確保のため、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備やその他待機児童の解消に向けた施策が行われる等、女性の就労を後押しする環境整備に強い関心が払われております。野村総合研究所の推計では、2022年度末での女性の就業率80%実現のためには360万人分の保育の受け皿が必要とされ、2021年末までに「子育て安心プラン」で予定されている整備量32万人分に加えて、あと27.9万人分の保育の受け皿が必要とされています(注4)。

政府は2020年12月21日に「新子育て安心プラン」により、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを発表しました。

矢野経済研究所によれば、保育施設等の市場規模は2014年の3.4兆円から2020年の4.7兆円まで拡大しており、2022年には4.9兆円まで引き続き拡大することが見込まれております(注2)。「新子育て安心プラン」に沿って、政府が掲げる25歳～44歳の女性就業率の目標値が82%(2025年)まで引き上げられていることも踏まえ、当面の間、同市場は緩やかな拡大が継続するものと考えております。

保育の受け皿不足が解消した後もしばらくは保育需要が同程度続くとの意見はありますが、少子化の影響を受け、いずれは減少していくことになると考えております。仮に2025年～2028年あたりで保育需要の拡大がピークアウトした場合、その後は競合間での競争の時代に突入することになりますが、保護者向けのアンケートでも、保育所を選ぶ際に最も重視する点は保育の質という結果が出ており、当社の最大の差別化ポイントである質の高さが強みになってくると考えております。当社グループはミッションに掲げるように、創業からサービスのクオリティを常に意識し、研修・教育により日々研鑽を重ねてきたことやフルラインナップで働く女性を支えるサービスを提供している事業安定性から、保育所が選ばれる時代の到来は、当社グループにとって好機であると捉えております。

#### シルバーケアサービス(高齢者在宅ケア)

国内介護市場規模は、2014年の8.6兆円から2025年には18.7兆円程度まで拡大すると見込まれており、財政問題を背景に社会保障費を少しでも抑えるため、在宅サービスの充実が求められていることから、介護保険と介護保険外を含む在宅介護が約6兆円と一番大きく伸びると予測されております(注5)。

また、総務省「就業構造基本調査」によれば、働きながら介護をしている人の数は約350万人にのぼり、企業で働く従業員の約10%が介護をしていることとなります(注6)。一方、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、介護を理由に離職している人は年間約10万人とされています。2025年には総人口に65歳以上が占める割合である高齢化率は30%を超え、現役世代の介護問題がさらに深刻化することで、経営パフォーマンスに大きな影響が出ると予想されており、介護サービスの拡充は日本経済においても喫緊の課題であると言えます。なかでも社会保障費の伸びを抑制する潮流のなかで、当社グループが行う介護保険外の在宅介護や介護予防となるアクティブシニア向けの生活支援への期待は一層高まっていくものと考えられます(注7)。

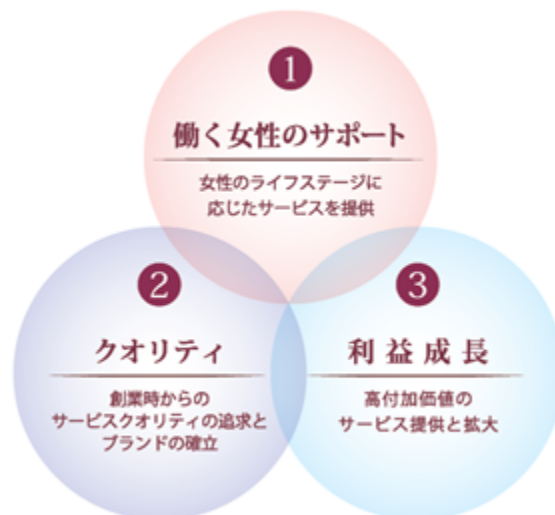
さらに、年間250万人が生まれた団塊の世代が、現在70歳代半ばに差しかかっていることから、シルバーケアサービス市場の一層の拡大を見込んでおります。

- (注) 1 総務省「労働力調査(基本集計)2022年2月1日」  
2 矢野経済研究所「保育・幼児教育市場の実態と展望 2021年版(2021年6月30日)」  
3 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(2021年8月27日)」  
4 野村総合研究所「NRIメディアフォーラム資料(2018年6月26日)」  
5 デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザー「ライフサイエンス・ヘルスケア 第5回 国内介護市場の動向について(2017年1月25日)」  
6 総務省「就業構造基本調査(2018年)」  
7 厚生労働省「雇用動向調査(2017年)」

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための政府による緊急事態宣言を受け、自治体からの要請により一部の施設(保育所・学童・児童館)が臨時休園・休業・休館や登園自粛となったほか、ナニーサービスやVIPケアサービスの利用自粛により売上が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症が当社グループの経営環境に与える影響は、限定的であった一方、変異ウイルスの発生など先行きは不透明であり、継続して注意してまいります。

#### (4)経営戦略

当社グループでは、ミッションの貫徹、及び今後の成長を目指して以下の3点を経営戦略として事業を進めております。



#### フルラインでの働く女性のサポート（サービスラインナップの拡充）

当社グループは、ナニーサービスにより事業を開始して以降、事業所内託児サービス、イベント託児、高齢者在宅ケア、保育・学童施設、デイケア施設、外国人家事支援と子育て・介護・家事支援に関する様々なサービスで働く女性を支援してまいりました。今後も以下のようにサービスラインナップの拡充を図り、フルラインで働く女性をサポートするサービスを提供してまいります。

#### チャイルドケアサービス（ナニーサービス、ベビーシッターサービス）

育児コンサルタントが企業や保育園を訪問し、保活・両立支援・育児相談のトータルサポートサービスで働く女性とご家族様の心に寄り添いながら専門的な知識と豊富な経験で個別にサポートいたします。

#### シルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）

ナースケアサービスにより、医療ケアを必要とするお客様が医療保険・介護保険のルールから制限を受けることなく、住み慣れたご自宅でご自身らしく生活していただけるよう、看護資格を有するポピンズナースが主治医やホームドクターと連携しながら、お客様にオーダーメイドの看護サービスを提供しております。

また、35年以上に渡り、育児・介護の分野で働く女性を支援し、2021年12月末現在、700社以上の企業と法人契約を結んでいる経験・ノウハウを活かし、法人向けに介護コンサルティングサービスを提供いたします。

#### エデュケア事業（保育・学童施設運営）

利用者のさらなる利便性と満足度の向上のため、ポピンズプラスや夕食サービスなどの商品開発力の強化を推進します。また、当社グループの保育施設で働く保育士等にグループ会社が運営するベビーシッターへの登録を促し、保育士等が保育施設を退職した後もベビーシッターとして保育施設に通う子どもの送迎や保護者が不在時の自宅での世話まで行うベビーシッター付保育園を展開してまいります。保護者はなじみの保育士等に、自宅と施設間の送迎や、帰宅が遅くなる際の子どもの世話などを依頼でき、スタッフもベビーシッターを経験することで、保育施設での保育の質向上につながられます。

#### クオリティ（最高水準のエデュケアと介護サービスの品質維持向上）

当社グループは、ミッションとして「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」を掲げており、常に最高水準のサービスをお客様に提供することを意識し、これまで様々な施策を実行してまいりました。その結果として、あらゆる場面で評価を頂いてまいりました。

当社グループの具体的な品質維持向上施策は以下のとおりであります。

- ・1999年に育児・介護サービス業界では全国初となる国際品質規格ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証を取得いたしました。その過程で品質目標設定・実行・評価・改善というPDCAサイクルによる品質マネジメント体制が整備され、顧客満足度の視点からサービス品質の向上を実現する事に繋がりました。その結果、2021年度に実施した当社グループの保育施設のご利用者による満足度アンケートでは、全施設平均で98.0%の方から満足との評価をいただき、また全施設のうち7割において全員満足と回答されました。

- ・当社グループでは、お客様の緊急性・利便性・安心感にお応えするナニーサービスを提供するため以下4点の実現を心掛けております。

A) ICT(PC/スマホ)を活用した24時間365日対応の実現

B) 当日オーダー100%に応える最適なナニーとのマッチング

C) コーディネーターによる入会訪問

D) お子様が病気の時でも対応

- ・運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び、諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士、ベビーシッター、介護スタッフ、家事支援スタッフの質の維持・向上を図っております。具体的な施策としては、ジョブディスクリプションによる各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を行っております。
- ・2019年10月の幼児教育無償化において、ベビーシッターも対象となりますが、その質の向上は今後の課題となっております。国も資格や一定の研修受講などの基準をつくり、受講状況などを確認できるシステムを開発するとしておりますが、当社グループとしても30年間の経験を活かし、ベビーシッターに必要な知識や技能の見える化を実現するため「ポピンズナニースクール（教育ベビーシッター養成講座）」と、その修了者を認定する「ポピンズナニー検定」を2019年4月よりスタートいたしました。

上記諸施策の結果、2016年6月には、約30年、働く女性の支援のために高品質のナニーサービスを提供し続けてきた功績が認められ、第一回日本サービス大賞（注9）厚生労働大臣賞を受賞いたしました。

また、スマートシッター株式会社（現 株式会社ポピンズシッター）は、2017年12月、日経DUAL「マッチング型ベビーシッターサービス」ランキングにおいて「質・信頼性」や「料金」等が評価され、1位に選ばれました。2018年にはキッズデザイン賞（子ども達を産み育てやすいデザイン部門）を受賞しました。

2020年には、子どもたちにとっての創造的な空間づくり（環境設定の質）等が評価され、ポピンズナニースクール恵比寿南がキッズデザイン賞（子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン部門）を受賞しました。

さらに2021年4月からは、お茶の水女子大学の大学院に国内初の産学連携による保育マネジメント講座を開設し、主に現場で働く保育士が経営学を含む専門的な理論や知識なども学べるようにして、女性の社会進出に伴い、需要が高まるとともに保護者からの求めが多様化している保育サービスの質を底上げしてまいります。

また、2021年8月には、東京都より、当社グループのナニー/ベビーシッター向け自社研修が、民間企業として初めて国認定研修（注10）として認定を受けました。

これにより、当社グループの自社研修を受講すれば、いち早く「認定ナニー/ベビーシッター」として活躍いただけるようになりました。さらに、当該自社研修の、当社グループ外のベビーシッターへの外販も進めることで、ベビーシッター業界全体のクオリティの向上にも貢献してまいります。

これからも、当社グループの最高水準のサービス品質をさらに向上させてまいります。

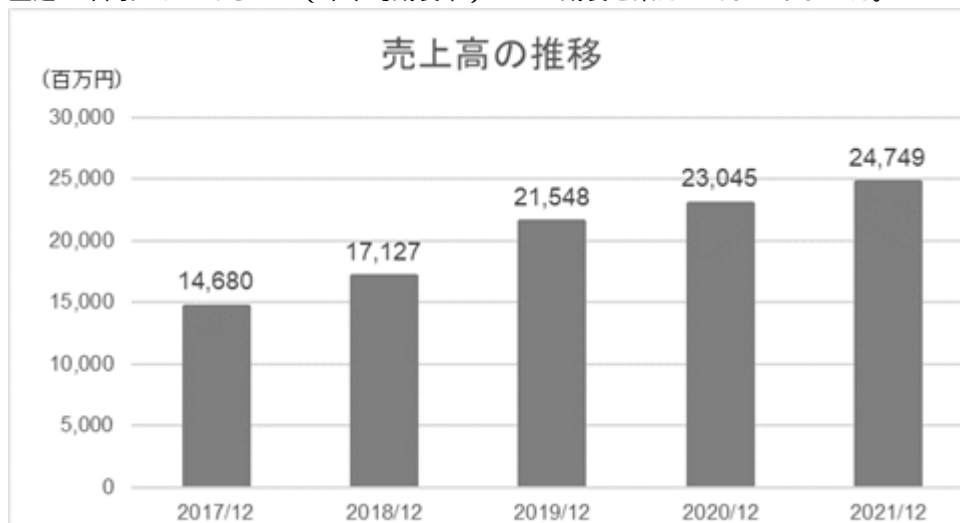
（注）9 日本サービス大賞とは、日本生産性本部が主催し、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が後援する「革新的な優れたサービス」を表彰する日本初の制度です。最優秀賞である内閣総理大臣賞をはじめ、サービスを管轄する各省の大臣賞、地方創生大臣賞などの各賞により、日本国内の「きらり」と光る優れたサービスを幅広く表彰します。ナニーサービスの授賞理由としては、「30年近く、働く女性の支援のため高品質のシッターサービスを提供し続けており、女性の活躍に大きく貢献するサービス。ナニー（教育ベビーシッター）の採用、教育、動機づけ、顧客との関係づくりなど、高品質サービスをつくりとどける工夫に加え、ICTを利活用した24時間365日の受付、最適なシッターとのマッチングなど利用者の利便性向上を追求している。顧客の状況に応じてサービスを提案するなど、個別ニーズにも応える高信頼のサービスである。」とされています。

10 内閣府ベビーシッター割引券などの国の助成に対応するベビーシッターは、保育士または看護師の資格を保有しているか、または厚生労働省が指定する研修を修了することが必須とされています。

## 利益成長

## )事業領域の拡大(新規事業への取り組み)

当社グループは、子育て支援と介護支援という働く女性にとり必要不可欠なサービスを提供してきたことにより、創業から継続して売上高成長を実現し、特に、新型コロナウイルスの影響を受けた2021年12月期を含む直近5年間においてもCAGR(年平均成長率)13.9%成長を果たしてまいりました。



(注) 2017年12月期まで株式会社ポピンズ単体、2018年12月期から連結ベース。

当社グループは、これまで働く女性をフルラインでサポートするため、スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)の買収によるベビーシッターとお客様との直接オンラインマッチングサービスの導入や、株式会社ウィッシュの買収による学童事業・人材派遣業への進出等、事業の拡大を図ってまいりました。

また、保育業界の人手不足問題を解決すべく、株式会社保育士GOを設立し、保育士を中心とする人材紹介事業を開始していましたが、今後は人材紹介事業と人材派遣事業によるトータルな人材サービスを提供いたします。

加えて、「ポピンズプラス」というこれまでより付加価値の高いプログラムも2020年7月より提供を開始しました。具体的には、元オリンピック選手やダンサー等のアスリートによる運動・ダンスプログラムやネイティブによる英語レッスン、そして、受験相談等のサービスをオンラインも活用して提供しております。

さらに、2021年6月には新たに不妊予防に関するポータルサイトと企業研修の新規事業を立ち上げました。これによりライフステージに応じて変化する、働く・働きたい女性の課題に切れ目なく対応する当社グループの事業形態の一層の充実を図り、他社のサービススコープには見られないユニークなビジネスモデルを追及してまいります。

## )デジタルトランスフォーメーション(注11)(ICT、AIの活用による生産性向上とビジネスの拡大)

当社グループではQRコードによる入退室管理、園と保護者をつなぐ連絡帳の電子化といったICTによる保育現場の生産性向上の取り組みも2015年からスタートしております。

2019年3月には、ベビーシッターをWebから予約できるオンライン型派遣サービス「ポピンズシステム」のアプリ対応版「ポピンズアプリ」を自社開発いたしました。「ポピンズアプリ」は当社グループが提供するサービス全体の窓口となる機能を有しており、保育・育児・介護サービスをワンストップサービスでご利用いただけます。さらに、豊富な顧客データベースを活用することにより、育児や介護をしながら働く女性のために、ライフステージにより変化するご利用ニーズに応じたご提案やマーケティングを行うことでシナジー効果を創出しております。

将来的には自社システムを拡張していくほか、さまざまな情報を集約し、データ分析による予測サービスなどを提供していくなど、デジタルトランスフォーメーションによる生産性向上に取り組む方針であり、この活動を全社のかつ戦略的に推進し、ビジネス拡大に繋げる目的で2020年1月にはデジタルトランスフォーメーション部(DX部)を新設致しました。

同部の推進により、以前から準備を進めていたオンライン保育のスタートが、新型コロナウイルスの影響で休園や登園自粛となった施設の利用者からのニーズにより早まり、2020年3月よりオンラインによる読み聞かせやダンス等の通常の保育サービスだけでなく、英会話や運動クラス等の有料プログラムも随時提供を開始しており、オンライン保育とリアルな保育の組み合わせによるハイブリッド型保育をいち早く導入し、いつでもどこでもポピンズのエデュケアを提供することが可能です。また、保護者向けオンライン育児相談により保護者に寄り添うサービスも提供しております。これらに加えて、今後、新技術にも積極的に投資してまいりま



す。まずIoTの活用策として、保育施設において午睡チェックシステムや検温システムを導入して業務効率化を推進しております。

また、2021年7月には、子会社を含めた事業横断で当社グループの擁する人財情報をデータベースで一元化する「人財データベース（人財DB）」を、2021年11月には「お客様データベース（顧客DB）」をそれぞれ自社構築し、運用を開始いたしました。人財DBは、保育業界に先駆けて、DXにより従来事業部ごとに管理していた総勢1万人規模（ナニー、ベビーシッター、ケアスタッフ等の業務委託契約者を含む）におよぶ当社グループの保育人財のさらなる高度化、採用・配置・育成・再配置等の最適化、「安い・きつい・長い」保育業界の3重苦解決を図るものです。また、顧客DBは、従来サービス毎に保有していたお客様情報を、当該DB構築により情報管理を一元化し、働く女性の支援のために、ナニーサービス、ベビーシッターサービス、保育所・学童サービス、教育研修サービスなど当社の有する様々なサービスのクロスセル、強化を加速するものです。

当社グループでは、人財DBと顧客DBを掛け合わせて活用し、ナニーサービスとシルバーケアサービス間のクロスセル、ナニー/シッターとお子様・保護者様とのマッチングロジック進化、ナーサリーでのお子様の特徵に応じたカリキュラムや働きかけの提供、ポピンズプラスのメニュー開発（お客様ニーズを捉えて適切な保育人財をアサイン）などに取り組んでおり、今後、さらなる活用を推進してまいります。

さらにデジタルトランスフォーメーションへの取り組みとして、自動マッチングAIの開発により、ベビーシッターのマッチング精度を向上させるとともに、音声自動予約による生産性向上を実現します。その次のステップとしては、情報共有AIの導入により、AIが情報解析のうえコーディネーターや保育士に当社のエデュケアノウハウに基づく推薦案を提示することで専門的かつ臨機応変な対応を可能とし、近い将来には、お客様とコンシェルジュの双方向のコミュニケーションを支援するAIコンシェルジュの開発を目指すことで、お客様の期待を超えるサービスを提供してまいります。

（注）11 “デジタルトランスフォーメーション”は2018年経済産業省で以下のように定義されております。  
「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」

#### (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

保育事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

##### 人材の確保

##### i)子育て支援事業（在宅サービス事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

子育て支援業界では、昨今の保育施設の増加により人材不足状態が続いております。しかしながら、子育て支援業界のパイオニアを自負する当社グループとしての地位の維持のためには、高品質を維持するのは絶対条件であり、また子育て支援事業を引き続き拡大させるためには、優秀な人材の確保が必要であります。

チャイルドケアサービス（ナニーサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組み、当社グループが、東京都から株式会社として初の国指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通じて、新たなナニー、ベビーシッターを養成しております。2021年12月現在、約2,600名が当社のナニー基礎研修を受講し、当社グループのナニー（教育ベビーシッター）として登録しております（注12）。また、直近1年間で約500名の新たなナニーを養成しております。

エデュケア事業においては運営する保育施設数の増加に伴い、保育士やスタッフの確保が急務となるため、新卒採用及び中途採用の強化に取り組んでおります。

2021年度は年間を通して約600人の保育スタッフ（約350人の保育士を含む）を採用いたしました。保育士確保は依然として厳しい状況が続いておりますが、就職フェアの出展などを通じて就職希望者との接点を増やしているほか、近年は地方採用も積極化しており、地方から首都圏に上京して働く人に向けて借上げ住宅などのサポート施策を準備する等、様々な方法を駆使し、保育施設運営上の必要数を充足しております。

保育士の処遇改善については、2013年度の「安心こども基金」を活用した「保育士等処遇改善」以降、国からの補助金は年々増えており、2017年度には「保育士等処遇改善」によりキャリアアップによる給与改善の財源が確保されてきております。加えて、当社グループでは独自での処遇改善として2019年4月以降入社の新入社員の初任給を26万円（大学卒、東京・神奈川・埼玉・千葉の認可・認証保育園）に引き上げ、それに合わせ、現状の保育士の処遇改善にも取り組んでおります。また、保育士の給与については、岸田政権が、2022年2月から教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げを目的として開始した「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を活用して、改善に取り組みます。

福利厚生充実については、育児休暇明けに職場復帰しやすい環境を整えているほか、当社を退職した保育士の再就職も受け入れるなど、門戸を広げており、この再就職制度を利用し2021年に12名の保育士が復職しております。

(注)12 2021年12月期より、休職中及び一定期間以上にわたり稼働実績のないナニーについて、登録数にカウントしない処理に変更しております。

#### )在宅サービス事業(シルバーケアサービス)

介護サービス業界ではホームヘルパー2級保有者など有資格者に対する求人需要が高く、今後高齢者在宅ケア事業が拡張される中で、人材の確保が何よりも重要になります。なかでもVIPケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人材の確保に力を入れております。

#### 人材の育成

人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となる事を目指して、人材育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、下記のような様々な人材育成システムを通じて教育の機会を提供しております。

社員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、e-learning研修のほか、ポピンズ夢科研修センターでの合宿研修や海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニー及びベビーシッターやケアスタッフ向けには採用時及び更新時の研修を定期的実施しております。

さらに、ナニー及びベビーシッター向けにナニー検定やナニースクールによるキャリア開発支援を行うとともに、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただける食事のレシピについての講習会を定期開催するなど、その人材の養成とサービスレベルの強化に努めております。

#### 新規事業への取り組み

当社グループでは、有望な新規事業として、全国の保育事業者等に向けた経営支援コンサルティング事業の拡大に注力してまいります。認可保育所だけでなく様々な形態の施設の運営実績が多くノウハウがあるのは当社グループならではの強みであり、このような強みを活かせるコンサルティング事業を拡大してまいります。

今後保育所は、自治体、企業、利用者から選ばれる時代になっていき、いずれは供給過多になると見ており、そのような中、「選ばれる」保育サービスに成長するために、既存の保育施設運営事業やベビーシッター事業に加え、こうした新しい事業も積極的に広げていきたいと考えております。

また2021年6月には、新規事業として不妊予防事業をスタートしております。これまで当社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるように、支援の領域を広げ、当社グループ独自の不妊予防ポータルサイトの機能拡充や、企業研修の提供等を通じて、不妊予防におけるプラットフォームサービスを提供してまいります。加えて、福利厚生制度(卵子凍結などを含む)として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

#### SDGsの当社グループ経営へのさらなる取り入れ

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の使途に関し、当社グループのこれまでの取り組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取り組み状況の開示や、目指すべき目標等の当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

具体的には、待機児童のさらなる解消やベビーシッターサービスの浸透による保育の受け皿の確保、介護離職回避やアクティブシニアの活用、DXの活用による保育士等の労働環境のさらなる改善等、経営戦略として達成すべき事項をSDGsの観点を交えて設定してまいります。

## グローバル対応力の強化

アジアには日本の企業が数多く進出しており、そこに事業所内保育所のニーズがあると考えております。

現在、ハワイで託児施設を一か所運営しておりますが、今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいります。

## 多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）

少子高齢化による人材不足の解消は、女性とシニア、そして外国人材にいかにか活躍いただくかにかかっております。

当社グループには、70歳を越えて働く人材が保育園で2021年12月現在106名、ナニーでは159名おり、現役ナニーとして80歳代の女性が活躍しております。当社グループの事業分野においては、年齢、性別を問わず多様な人材が持てる技能・経験・語学を活かして貢献いただけると考えております。

## 事業成長戦略とDX戦略の推進

「規模及び範囲」の拡大、つまり当社グループの事業成長戦略としては、1つめに既存事業である在宅サービス事業、エデュケア事業、研修事業の規模拡大、2つめに新規事業である、不妊予防、家事支援、外部向けコンサルティングなど事業範囲の拡大に取り組んでまいります。そのいずれについてもM&A及び戦略的提携を掛け算することにより、更なる成長を目指します。

そして当社グループが一番の強みとする「クオリティ」を向上させる事業戦略としては、これまで35年間にわたり当社グループが培ってきた有形/無形資産を活用した、人財確保・育成、R&D、SDGsの推進に取り組んでまいります。

そのうえで「生産性」を向上させるため業務改革、働き方改革、ICTやIoTの活用により業務効率化及び付加価値向上に注力してまいります。

それら全てに対して、常に、当社グループの「DX戦略」が掛け算となります。2021年度に運用開始した「顧客DB」「人財DB」の活用に加え、今後はAIの活用やプラットフォーム化を通じ、「人のぬくもりや優しさに価値を置くDX戦略」を実現してまいります。

## コンプライアンスへの取り組み

児童福祉法や介護保険法及び労働者派遣法や職業安定法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実施しております。また、お客様の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。そのために、内部監査、法務、財務経理、人事等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社内規程の拡充整備に取り組んでおります。加えて、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高めることで、さらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

## 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

引き続き保育施設の開設を進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資や新規事業及びM&Aによる事業拡大を図っていくためには、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関と親密な取引関係を維持し、資金調達の安定性と財務基盤の安全性を高めるよう努めております。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態等に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

### (1)事業に関するリスク

#### 少子化や待機児童減少について

チャイルドケアサービス（ナニーサービス、ベビーシッターサービス）においては、女性の社会進出やベビーシッター利用への社会的認知度の増大により、矢野経済研究所「ベビー関連市場マーケティング年鑑2019年版」によれば、ベビーシッター市場の年間売上高は、2013年度の257億円から2019年度は299億円へと拡大しております。当社グループでは、顧客ニーズの多様化や個別化に対応したチャイルドケアサービス事業の展開を行っており、さらなる事業拡大に努めてまいりますが、少子化の進行により、将来、待機児童が減少した場合には、ベビーシッターのニーズも減少する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

エデュケア事業においては、待機児童解消に向けた取組みを目的とした「待機児童解消加速化プラン」が2013年4月に安倍内閣により公表されて以降、新規参入を含む多数の事業者が保育所を開設して2017年度末までの5年間で約53.5万人分の保育の受け皿が拡大しております。また、2017年6月に「子育て安心プラン」が公表され2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備が行われております。こうした待機児童解消に向けた施策により、2020年4月1日時点での全国の待機児童数は12,439人で前年比4,333人の減少となりました(厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(2020年4月1日)」)。しかし、2019年10月から保育の無償化が開始されたことで保育所への入所希望者が増える可能性があり、当面の待機児童数は高水準が続く見込みです。一方で、依然として少子化が進行しており、将来的には想定した園児数の獲得が困難となる可能性があります。エデュケア事業の収益は主に園児や児童の人数に応じて増減するため、想定した園児数等の獲得ができない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材派遣・紹介事業においては、将来待機児童が減少した場合、保育士等の紹介や派遣需要が減少する可能性があり、その場合には経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、保育・学童施設の利用者の動向や事業環境の変化に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。

#### 国や自治体による方針の改訂について

当社グループは、2021年12月現在8つの自治体から居宅訪問型保育事業( )の認可を受け、ナニーサービスを提供しております。今後ベビーシッター事業に関連する国や自治体の方針が変わり、居宅訪問型保育事業が縮小された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

( ) 子ども・子育て支援法における地域型保育事業の一つとして位置づけられており、主に医療的ケアが必要な幼児の居宅において、保育者による1対1の保育を行うものであり、待機児童の多い都市部の保育では、この仕組みを利用した、待機児童対策が行われております。

当社グループのシルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）事業のうち介護保険の対象となる訪問介護については、「介護保険法」の規制の対象となります。将来、介護保険法が改正され、介護保険適用対象になるサービス受給者ないし受給額が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループは、家事支援サービスの一形態として“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度である国家戦略特区における地域限定のフィリピン人事業支援サービスを提供しております。フィリピン人事業支援サービスにつきましては、国が推進する国家戦略特区の政策のもと展開しているため、今後の政策動向等により、当社グループのサービスの展開や経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループのエデュケア事業のうち認可保育所及び認証保育所については、国あるいは地方自治体の許認可が必要であり、待機児童の動向等を考慮して、自治体ごとに年度の新設保育所の数が決定されます。したがって、国や自治体の政策変更により新規保育所募集の数が減少した場合には、当社グループの保育施設開設計画に影響を及ぼす可能性があります。また、既存の認可保育所及び認証保育所についても、将来、補助金の減額が行われることも考えられます。したがって、かかる政策変更が行われた場合には、当社グループにおける子育て支援事業の成長が止まり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

研修事業において現在、保育士の待遇向上と専門性の強化に向けて厚生労働省が定めた保育士等キャリアアップ研修や子育て支援員研修の国や自治体の研修委託を多数受けておりますが、今後待機児童問題が解消し、保育士不足の問題が一巡して国や自治体の方針が転換された場合、研修受託が減少し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、各事業に関連する政策動向を緊密にモニタリングすることで、かかる事業の顕在化リスクの早期把握に努めており、国や自治体の方針改訂に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。

#### 新規保育施設の開設施策及び賃貸借契約について

保育施設に適した物件の確保は、立地条件、環境、物件の質、広さ等の条件を満たすものでなければならず、物件の選定が他の業種と比較して困難であることから、絶対的な物件数が少ない状況にあります。また、各自治体や保育施設の運営を当社グループへ委託する法人顧客への提案は、新規開設に適した物件を確保しておくことが必要不可欠であり、物件確保は新規保育施設開設を計画どおりに進めていくための重要な課題であります。

当社グループにおいては、保育施設的环境とともに採算性を重視しており、保証金、賃借料等の開設条件に見合う物件が確保できない場合には、保育施設の開設計画が遅れることになり、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

また賃貸物件の契約が更新できない場合、又は契約更新時に賃借料が上昇した場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、情報網の整備と、デベロッパーとの事業提携によりさらなる物件確保ルートの強化に努めてまいります。

#### 食の安全について

当社グループのエデュケア事業では、食育を重視しており、本社の栄養士チーム監修による献立に基づき、各施設にて素材にこだわった給食やおやつを手作りで提供しております。そのため、新鮮さ、栄養価、安全性など食材の品質に留意しております。また、「食品衛生法」に沿った厳正な食材管理及び衛生管理と食品アレルギー対策の徹底により、食中毒やアレルギー等の事故の防止に努めております。また、ナニー、ケアスタッフ、家事支援スタッフをご家庭で調理を行う場合も同様の衛生管理の徹底を行っております。

しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、マニュアルを作成し、研修を実施するなど食の安全を確保するための取り組みを行うとともに、重大な問題が生じた場合、品質管理会議（月1回）において報告と改善状況を監視するとともに、本支社役員及び各施設の施設長が参加する全体会議において、通達事項の共有及びISO9001QMSのトラブルを共有し、原因究明と再発防止に努めております。

## (2)組織体制に関するリスク

#### 創業者への依存について

代表取締役会長である中村紀子氏は、当社グループの創業者であり、長年の経営経験及び多様な人脈から、経営戦略、人材育成、企画立案、新規保育業態の開発等、当社グループの経営に重要な影響を与える事項及び意思決定において重要な役割を担っており、何らかの理由により同氏の業務遂行が不可能あるいは困難になった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでの対応策としては、2020年4月に株式会社ポピンズホールディングス代表取締役社長として轟麻衣子氏が就任し、同氏の下、各業務担当取締役及び執行役員を配置し、各々が参加する定期的な会議体にて、活発な意見交換を行うとともに情報共有などを積極的に進めております。また、適宜権限の委譲も行い、中村紀子氏に依存しない組織体制・経営体質の強化を進めております。

#### 人材の確保、育成について

2022年1月の保育士の有効求人倍率は2.92倍と、業界の採用活動は困難を極める状況が続いております。当社グループでは、処遇改善のほか、働き方改革による残業削減や、働き甲斐のある職場づくりに努めてまいりますが、万一、予定した人材の確保に遅れ等が生じた場合、既存施設の運営計画や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があるため、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループでの対応策としては、新たな施策として、2018年10月、保育士に「副業・兼業制度」を導入するとともに、保育士たちが保育施設で働きながら副業としてシッターとしても活躍できる「ベビーシッター付ナーサリー」を開始しております。

また、当社グループでは、ナニー及びベビーシッターやケアスタッフ、家事支援スタッフ等各事業サービスを運営する人材を確保する事は重要な経営課題であります。人手不足が深刻化する中で、各種人材の採用も年々難しくなる中、共働き世帯の増加による働く女性の拡大に伴い、当社グループが提供する各種サービスの利用ニーズは増える一方となっております。採用活動の強化やナニー検定、ナニースクール等に基づく人材育成を図っておりますが、万一欠員補充や新規人材の確保が計画どおり進まず、サービス提供体制の維持や人員基準を満たせなくなった場合や、ナニーやケアスタッフなどの稼働状況が想定を下回った場合には、サービス提供に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、急激な需要の拡大にも対処できるよう、採用活動の強化やナニー検定、ナニースクール等に基づく人材育成プログラムの充実を図るとともに、集合・対面研修だけでなく、動画配信や双方向型のオンライン研修を組み合わせたハイブリッド型の教育研修の仕組みを拡充することで、質の高い人材の確保、育成に努めてまいります。

#### 内部管理態勢について

当社グループでは、業務上の人為的ミスや社員による不正行為等が発生することのないよう、教育研修強化及び内部牽制機能の強化に努めております。しかしながら、将来的に内部管理上の問題が発生した場合、ステークホルダーからの信頼性の低下が生じ、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策として、法務コンプライアンス部が中心となり、マニュアルの作成や研修の実施、内部通報制度の運用など、予防対策の徹底、当社グループ内の遵守に努めております。

#### 個人情報の流出について

当社グループでは、園児や児童から高齢者まで様々な年代のお客様及びその保護者・家族の氏名や住所に加えて人材派遣・紹介サービス登録者など多くの個人情報を保持しているため、個人情報を厳重に管理のうえ、慎重に取り扱う体制を整えております。万が一漏洩するようなことがあった場合には、利用者を含め広く社会的な信用を失うこととなります。その結果、ナニーサービス及びベビーシッターサービスやシルバーケアサービス利用者の退会、園児の退園、人材派遣・紹介登録者の減少、保育施設等の新規開設等に影響が出ることにより、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、2017年には、情報セキュリティマネジメントに関する国際品質規格ISO27001(品質マネジメントシステム)の認証を取得いたしました。事業の全ての領域において、積極的に情報セキュリティに取り組み、お客様の情報資産を安全に管理することが、経営課題であると自覚し、情報セキュリティを確保することで安全・信頼・最高水準のサービスという創業以来、当社グループが積み重ねてきたブランドイメージをさらに高め、顧客満足度を向上させてまいります。

また、具体的な対応策として、本支社担当役職員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議(月1回)において、ISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視しており、原因究明と再発防止に努めております。

#### 多様な人材の活用(外国人材、アクティブシニア等)について

当社グループでは、少子高齢化による人材不足の解消のため、女性とシニア、そして外国人材の活用に取り組んでおります。しかしながら、これらの多様な人材が十分確保できなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

### (3)外部環境に関するリスク

#### 法的規制等について

エデュケア事業では、各保育所の多くが認可保育所、東京都認証保育所、事業所内保育所など運営上、様々な法的規制のもとで運営されております。また、高齢者在宅ケア事業では介護保険対象外のVIPケアを主力としているものの、介護保険法等諸制度に基づいたサービスの提供も行っております。したがって、今後、法的規制が何らかの形で強化あるいは変更された場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、このような制度変更リスクから受ける影響をできる限り緩和するべく、保育所の運営形態を多様化するとともに、制度上の影響を受けないチャイルドケアサービス事業の強化育成など、事業ポートフォリオのバランスをとるべく努力しております。

なお、当社グループの事業に関連する主な法的規制等は以下のとおりであります。当社グループにとって主要な関連法令である児童福祉法においては、万一、関係法令の規定水準に達しない場合や、給付費の請求に関し不正があったとき、また、改善命令や事業の停止命令に従わず違反したときには、許認可が取り消される場合があり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

)チャイルドケアサービス事業

児童福祉法

)シルバーケアサービス事業

介護保険法、食品衛生法

)エデュケア事業

児童福祉法、児童福祉施設最低基準、食品衛生法

)人材派遣・紹介事業

職業安定法

有料職業紹介事業の許可要件労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)

#### 雇用情勢の変化等について

人材派遣・紹介業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動、法改正に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。現状の需要は堅調に推移しておりますが、今後、様々な要因により雇用情勢もしくは市場環境が悪化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。景気後退に伴う新規人材需要の減少や既存の顧客企業における業務縮小・経費削減等により人材需要が大きく減退した場合、人材派遣における労働者派遣契約数の急激な減少、転職市場における求人需要の大幅減少に伴う人材紹介事業の事業規模縮小など、当社グループの事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (4)その他のリスク

##### 感染症について

当社グループでは、施設や居宅において子育てや介護支援のサービスを提供しており、顧客や従業員が新型コロナウイルスをはじめとする感染症に罹患する可能性があります。当社グループでは、安全・安心なサービス環境を確保するため、感染症対策の徹底を図っております。

しかしながら、新型インフルエンザやコロナウイルス等、人類が免疫を持たない未知の感染症が流行した場合、従事する保育士や指導員、ベビーシッター、ケアスタッフ等が多数欠勤することで施設の運営が困難となりうる他、感染症蔓延地域におけるベビーシッターのキャンセルなど、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、特に新型コロナウイルス感染症にかかるリスク管理に万全を期すため、危機管理委員会を開催し、感染症の流行に対する予防対策の徹底、予兆の発見と対処、感染者発生時の対処と原因究明、再発防止策の指示を行っており、引き続き対応を強化してまいります。

##### 事故・安全管理について

当社グループのチャイルドケアサービス事業やエデュケア事業では0歳から学童までを対象としております。そのため、サービス提供の際に不測の事故等が発生する可能性を完全に排除することは困難であると考えております。また、昨今、小学校等において外部侵入者に対する危機管理の徹底が行われつつあります。保育施設でも同様な管理体制が不可欠ですが、保育事業は学童よりさらに低年齢の園児が対象であり、かつスタッフもまだまだ男性が少ないことから、さらに徹底した対策が必要になります。

当社グループでは、定期的に行う全体会議や施設長ミーティング等で、起こりうる事故や起きてしまった事故の情報共有や対策検討を徹底しており、ISO9001による従業員への定期的教育及び業務マニュアルの遵守、また保険への加入等対応には万全を期しております。さらに、保育施設では、施設の徹底や外部セキュリティ管理機関との契約等により、施設入出管理には徹底した配慮を行っており、当社グループは、施設の運営において園児や児童の安全に配慮し、万全の体制で臨んでおり、これまでに経営成績に大きな影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万一これらの事故が発生して当社グループの責任が問われるような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下、ブランド価値の毀損及び訴訟等の費用により、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）事業では、介護保険適用サービス対象の顧客は主に要介護認定を受けた高齢者を対象としていることから、サービス提供時には身体に負担を与えることも考えられ、その結果、顧客の体調悪化等が生じる可能性があるほか、介護サービス提供時における事故の可能性も否定できないと考えております。当社グループでは、定期的に行う全体会議等で、起こりうる事故や起きてしまった事故の情報共有や対策検討を徹底しており、ISO9001による従業員への定期的教育及び業務マニュアルの遵守、また保険への加入等対応には万全を期しております。しかしながら、万一これらの事故が発生して当社グループの責任が問われるような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下、ブランド価値の毀損及び訴訟等の費用により、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、本支社担当役職員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議（月1回）において、ISO9001QMSの品質管理目標の進捗とケガ・事故・クレームなどのトラブルについて報告と改善状況を監視するとともに、本支社役職員及び各施設の施設長が参加する全体会議において、通達事項の共有及びISO9001QMSのトラブルを共有し、原因究明と再発防止に努めております。

#### 自然災害について

当社グループでは、全国において保育施設、学童施設等運営のサービスを展開しております。地震や津波等の大規模な自然災害が発生した場合、当該エリアにおいて、スタッフ等の安全への懸念及び当社グループの事業所が稼働できない状況になると考えられます。当社グループでは、事業所機能の早期復旧や支援スタッフの派遣等、サービス提供態勢の維持に努めてまいりますが、サービス提供ができなくなる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

本社・各支社・事業所において、緊急時における事業継続に係るリスク対策を総点検し、顧客の安全を最優先とした危機管理態勢の強化を図ってまいります。

当社グループでは、危機管理委員会において、災害発生時に備えた備蓄や訓練、想定される被害を最小限に抑制するための対策の徹底、災害発生時の対処と事後復旧策の指示を行っており、引き続き対応を強化してまいります。

#### 競合他社の参入について

女性の社会進出拡大により実際に保育所への入所を希望する児童数（待機児童）は、首都圏を中心に引き続き高止まりの傾向にあります。このような状況下、エデュケア事業における保育所の受託競争は激化しており、一部の地域では価格競争になるケースもあります。また、既存の保育所においても、待機児童解消のため近隣に新たな認可保育所が開設される場合もあり、園児の獲得競争になるケースも発生しております。当社グループでは、価格競争の受託案件には参加せず、自治体や委託法人から「高品質の保育」の維持に対する理解を得ることにより、高付加価値サービスの提供に努めておりますが、今後多様な業種からの参入が相次ぎ、競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

チャイルドケアサービス事業においては、当社グループでは自社開発システムであるポピンズシステムを活用した顧客情報の管理とスタッフによる適切な登録ナニーのマッチング体制を整えております。当社グループは、ベビーシッター事業者最大手として長年蓄積してきた実績とブランド力に加えて、顧客に最高水準のサービスを提供できるナニーを育成する充実した教育体制を備えており、これは一朝一夕でできるものではないため、高付加価値を求める顧客層向けのナニーサービスにおける参入障壁は高いと考えておりますが、他業界から大手企業が新規参入した場合もしくは価格競争が激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）事業においては、当社グループは介護保険適用外のVIPケアサービスを事業の主力としており、現状では同様のニーズを満たしたサービスを提供する事業者には限りがありますが、今後同様のサービスを提供する競合他社が参入し、競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、競合他社の動向や新規参入などを緊密にモニタリングすることで、かかる事業の顕在化リスクの早期把握に努めており、競争環境の変化に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。



#### 減損会計が適用されるリスクについて

当社グループの保育施設は、土地及び建物を賃借しておりますが、一部の保育施設については内装設備等を資産計上しております。今後、固定資産を保有する保育施設の収益性が低下する等、固定資産の減損に係る会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針により減損損失を認識する事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、各業態単位で施設の収益管理PDCA（人員配置、定員管理、コスト管理）を徹底し、必要に応じて施設ごとの改善対策を明確化することで、損失処理の発生を未然に予防するとともに、発生した場合の最小化に努めてまいります。

#### 季節変動について

保育施設の運営費等の精算は、国及び自治体の年度末である3月に集中するため、第1四半期（1月～3月）の利益率が大きくなる傾向があります。また、当社グループにおける保育施設等は4月に新規開設されるものが多くなります。加えて自治体より受託している保育士研修事業等は6月以降に開始され翌年3月まで実施されることが多い傾向があります。そのため、第2四半期連結会計期間（4月～6月）において、備品等の新規開設費用が計上されることや一部事業で売上が減少することにより利益率が一時的に低下する傾向にあります。

#### グローバル展開について

今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいりたいと考えておりますが、海外特有の法的規制やカントリーリスク、為替リスクなど様々なリスクがあり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

#### 新規事業への取組みについて

当社グループでは、有望な新規事業として、全国の保育施設を運営する事業者等に向けた経営支援コンサルティング業務の展開を視野に入れております。しかしながら、新規事業の取組みには不確実な要素が多く、市場環境の大きな変化や競合他社の動向など様々な要因により、計画通り新規事業を拡大することが困難な可能性があります。

当社グループの対応策としては、新規事業の成長性と収益性について、経営会議においてフォローアップと検証を行ってまいります。

#### 案件を厳選したM&Aの推進について

当社グループでは案件を厳選したM&Aにより事業の拡大を図る場合がありますが、それに見合った収益が得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります。

#### デジタルトランスフォーメーション（ICT、AIの活用による生産性向上とビジネスの拡大）について

当社グループでは、デジタルトランスフォーメーション部を設置し、情報のデジタル化とデータの有効活用に取り組んでおりますが、ICTやAIを活用したビジネス拡大や生産性向上が計画通り進展しない場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、デジタルトランスフォーメーション部が中心となり、検討と推進を行ってまいります。

#### 資金調達について

当社グループにおきましては、保育施設の新規開設に関する設備資金、新規事業もしくはM&Aに関する投資資金は、金融機関からの借入等により調達しております。総資産に対する有利子負債合計の割合は、2018年12月期53.5%、2019年12月期47.4%、2020年12月期29.6%、2021年12月期17.4%と、直近では比率が減少しておりますが、今後、新規開設やM&A等に伴い借入が増加する可能性があり、金利の急激な変動や金融情勢の変化によって計画どおり資金調達ができなかった場合には、設備投資や新規事業が制約されるなど当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

#### レピュテーションリスクについて

従業員による不正・不祥事や、個人情報等の業務上の機密情報の不適切な取り扱い・流出により、当社グループの信頼性・企業イメージが低下し、経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策として、法務コンプライアンス部が中心となり、予防対策の検討、当社グループ内の実施徹底を図るとともに、本支社担当役職員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議（月1回）において、ISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視しており、原因究明と再発防止に努めております。

#### 大株主について

当社の代表取締役会長である中村紀子及び代表取締役社長である轟麻衣子は、両氏の資産管理会社である株式会社スピネカの所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数（自己株式を除く。）の56.7%を所有しております。

両氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、両氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である両氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）においてわが国では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、年度当初から緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置が発出され、社会経済活動の抑制が継続されました。年後半のワクチン接種普及の効果などにより、9月以降新規感染者が急速に減少してこのまま収束するかのように見受けられましたが、年末から感染力の強いオミクロン株が拡大し、いまだに収束は見通せない状況となっております。このような状況のもと、ウィズコロナ時代というニューノーマルの状況を受け入れながら、「働く女性を支援するどんな時代においても必要とされる会社・組織・人材になる」という信念のもと、徹底した感染対策を講じた上でのサービスの提供やオンラインサービスを取り入れ、事業を推進いたしました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率（％）
売上高	23,045	24,749	1,703	+7.4
売上総利益	5,054	5,344	290	+5.7
販売費及び一般管理費	3,587	3,825	237	+6.6
営業利益	1,466	1,519	53	+3.6
経常利益	1,569	1,611	41	+2.7
親会社株主に帰属する当期純利益	1,051	966	84	8.1

当連結会計年度においては、前期比で、売上高は増収、売上総利益、営業利益及び経常利益は増益、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

#### (売上高、売上総利益)

売上高につきましては、24,749百万円（前期比7.4%増）となりました。その主な要因は、ベビーシッターサービスを中心にチャイルドケアの売上高が増加したこと、保育施設の新規開設・増床により順調に業績が拡大したことなどによるものであります。

売上総利益については、売上高増加に伴い5,344百万円（同5.7%増）となったものの、保育所職員等の給与改定による人件費増加や園児預け控えによりエデュケア事業の売上総利益率が減少したことにより、売上総利益率は0.3ポイント減少し、21.6%となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、株式市場への上場及び事業拡大に伴う人員の増強、採用・広告宣伝の強化等により販売費及び一般管理費を拡大させたことにより、3,825百万円（同6.6%増）となりました。その結果、営業利益は1,519百万円（同3.6%増）、営業利益率は0.3ポイント減少し6.1%となりました。

#### (経常利益)

経常利益につきましては、当連結会計年度においては、認可外保育所において賃貸人の都合により合意退去したことに伴う補償金受領額69百万円を営業外収益に計上したことなどにより、1,611百万円（同2.7%増）となりました。なお、保育施設に係る撤去費用が発生いたしましたが、助成金の受領により損益に与える影響はございません。

#### (親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、一部保育所の閉園に伴うのれんの減損、及び間接共通費を配賦した後に営業収支が赤字となる保育所の設備の減損処理を行ったことにより、特別損失153百万円を計上した結果、966百万円（同8.1%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。また、各セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

(単位：百万円)

	セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度		増減	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
売上高	在宅サービス事業	2,850	12.3	3,396	13.6	546	+19.2
	エデュケア事業	19,350	83.3	20,379	81.7	1,028	+5.3
	その他	1,038	4.5	1,182	4.7	144	+13.9
	調整額(注)	193	-	209	-	16	-
	合計	23,045	-	24,749	-	1,703	+7.4

セグメント利益	在宅サービス事業	833	28.5	905	29.7	72	+8.6
	エデュケア事業	1,878	64.3	1,853	60.8	24	1.3
	その他	209	7.2	290	9.5	81	+38.8
	調整額(注)	1,454	-	1,530	-	76	-
	合計	1,466	-	1,519	-	53	+3.6

(注) 調整額は、各報告セグメント間の内部売上高又は振替高、報告セグメントに配分していない全社費用で、主に経営管理に係る一般管理費用及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(在宅サービス事業： ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス)

2020年4月に発出された緊急事態宣言以降、ナニーサービスにおいては、サービス提供自粛により売上高が急減したものの、2021年1月から9月までの間に漸次発出された緊急事態宣言下における売上高は堅調に推移いたしました。また、年後半のワクチン接種普及の効果などにより、9月以降新規感染者が急速に減少して以降、売上高は順調に回復いたしました。ベビーシッターサービスにつきましては、ネット広告やSEO対策及びベビーシッターの採用強化を図ったことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大時においても継続的に売上高が増加し、第4四半期においては対前年同四半期比で倍増しております。なお、4月より公益社団法人全国保育サービス協会が発行する内閣府ベビーシッター割引券の利用限度額が1日当たり2,200円から4,400円に増加したことも、ナニーサービス及びベビーシッターサービスともに利用拡大の後押しとなっております。

シルバーケアサービス(高齢者在宅ケアサービス)につきましては、緊急事態宣言下においても安定した状況が続くとともに、第4四半期においては増収基調となりました。

以上の結果、売上高は3,396百万円(前期比19.2%増)、営業利益は905百万円(同8.6%増)となりました。また、ベビーシッターサービスの売上拡大のため積極的にベビーシッターの採用及び会員拡大のための広告宣伝を増加させたことから、在宅サービス事業の営業利益率は26.7%(同2.6ポイント減)となりました。

(エデュケア事業： 保育施設、学童児童館等の運営)

当連結会計年度には認可保育所2施設、事業所内保育所2施設、学童クラブ・児童館2施設、その他施設2施設を開設し、2施設で増床を行った一方で、事業所内保育所3施設が閉園となりました。その結果、当連結会計年度末時点で認可保育所69施設、認定こども園1施設、認証保育所36施設、事業所内保育所86施設、学童クラブ・児童館91施設、その他施設44施設の計327施設を運営しております。

売上高につきましては、当連結会計年度に新たに保育施設を開設・増床したこと、及び前連結会計年度に開設した保育所の園児の繰り上がりによる定員充足率の増加等により、20,379百万円(前期比5.3%増)となりました。なお、4月からの新年度において新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務の増加や育休延長及び感染リスクへの不安による「預け控え」から既存園の受け入れ児童数が減少して開始したものの、園児受け入れ増強策への取り組みにより年後半には徐々に回復するに至りました。

営業利益につきましては、園児預け控えによる一時的な保育施設利益の減少の他、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーとして職責を果たす保育士の給与改善を図ったこと、保育士等の採用力強化を図り採用費が増加したことにより売上原価、販売費及び一般管理費が増加し、1,853百万円(同1.3%減)となり、営業利益率は9.1%(同0.6ポイント減)となりました。

(その他 : 国内・海外研修、人材派遣・紹介等)

売上高につきましては、1,182百万円(前期比13.9%増)となりました。その主な要因は、新型コロナウイルス感染症による派遣先保育所での園児預け控えにより保育士派遣数が減少したものの、2020年に実施する予定であった自治体より受託している保育士キャリアアップ研修等の一部が当第1四半期に後ろ倒しの実施となったこと、また当連結会計年度において順調に受注額が拡大するとともに、受注した研修については、同研修のオンライン化により遅れなく実施したことによるものです。

営業利益につきましては、国内研修事業の売上高の増加により、290百万円(同38.8%増)、営業利益率は24.6%(同4.4ポイント増)となりました。

## 財政状態の状況

### (資産)

当連結会計年度末の総資産は13,133百万円(前期比1,398百万円の減少)となりました。

流動資産につきましては9,373百万円(前期比1,715百万円の減少)となりました。その主な要因は、借入金の返済及び配当金の支払いにより現金及び預金が減少したことによるものです。

固定資産につきましては3,760百万円(前期比317百万円の増加)となりました。その主な要因は、減損損失の計上により建物及び構築物が減少したものの、新規施設の増加に伴い建設仮勘定及び敷金及び保証金が増加したこと、及び減損損失の計上に伴い繰延税金資産が増加したことによるものです。

### (負債)

当連結会計年度末における負債合計は5,747百万円(前期比2,025百万円の減少)となりました。

流動負債につきましては、3,583百万円(前期比1,191百万円の減少)となりました。その主な要因は、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済による減少によるものであることです。

固定負債につきましては、2,164百万円(前期比833百万円の減少)となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による減少によるものであることです。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は、7,386百万円(前期比627百万円の増加)となりました。その主な要因は、配当の支払いが発生したものの、親会社株主に帰属する当期純利益966百万円を計上したことにより利益剰余金が増加したためであります。

この結果、当連結会計年度末の自己資本比率は、56.2%(前期比9.7ポイントの増加)となりました。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、6,350百万円(前期比1,772百万円の減少)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,276百万円(前期比193百万円の増加)となりました。これは主に、法人税等の支払額669百万円(前期比106百万円の増加)等の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益1,457百万円(前期比112百万円の減少)、減価償却費248百万円(前期比3百万円の増加)、減損損失153百万円(前期はなし)等の増加要因があったことによるものであることです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、690百万円(前期比416百万円の増加)となりました。これは主に、助成金の受取額320百万円(前期比454百万円の減少)等があったものの、認可保育所等の新規開設に関する有形固定資産の取得による支出758百万円(前期比37百万円の減少)、敷金及び保証金の差し入れによる支出151百万円(前期比33百万円の増加)及び基幹システム開発等に関する無形固定資産の取得による支出65百万円(前期比70百万円の減少)等の減少要因があったことによるものであることです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、2,358百万円(前期は3,256百万円の獲得)となりました。これは主に短期借入金の純減少額850百万円(前期は266百万円の純増加)、長期借入金の返済による支出1,160百万円(前期比706百万円の減少)等の減少要因があったことによるものであることです。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

## b. 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

## c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
在宅サービス事業	3,202	119.1
エデュケア事業	20,379	105.3
報告セグメント計	23,582	107.0
その他	1,167	116.0
合計	24,749	107.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

## 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績等の分析

経営成績等の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

## b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## c. 資本の財源及び資金の流動性について

## (キャッシュ・フローの状況の分析)

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## (財政政策)

当社グループは、運転資金、設備資金及びシステム開発資金につきましては、内部資金(新株発行による増資を含む)又は借入により資金調達することとしております。このうち借入による資金調達に関しましては、短期運転資金については金融機関からの短期借入金によって、長期運転資金及び保育所の新規開設に伴う設備投資、システム開発資金については、新株発行による増資及び長期借入金によって調達しております。

## d. 経営者の問題認識と今後の方針について

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、また、政府は希望しても認可保育所などに入れない待機児童の解消へ向けた「新子育て安心プラン」を閣議決定して、2021～24年度の4年間で新たに約14万人の保育の受け皿を整備するとしていることから、都市部における保育ニーズは当面継続するものと見込まれます。しかしながら、中長期的には少子高齢化の進行により、子育て業界は量的ニーズから質的ニーズへと移行すると想定されております。当社グループは、この環境変化を好機と捉え、高付加価値を求める顧客層向けのサービスを推進してまいります。

「最高水準」のサービス提供に向け、乳幼児教育におきましては、ハーバード大学、スタンフォード大学、ノーランドカレッジ、東京大学、お茶の水女子大学など国内外の教育機関やその研究者との共同研究や研修を実施して、世界最先端の教育科学を取入れるとともに、当社グループの保育理論を深化・体系化させております。

また、保育士、ナニー、ベビーシッター、ケアスタッフなどのサービスの担い手に対して、各種様々な研修制度による人材育成を行っており、研修によるクオリティ維持強化の仕組みを確立しております。内閣府ベビーシッター割引券などの国の助成に対応するベビーシッターは、保育士または看護師の資格保有、または指定研修の修了が必須ですが、2021年8月には、上記の当社グループの自社研修制度の充実が認められ、民間事業者として初めて自社のベビーシッター育成研修が当該指定研修と認定されました。今後も研修制度の一層の充実を図り、最高水準のサービスを継続的に提供してまいります。

また、これまでの子育て支援・乳幼児教育・介護支援・家事支援・人材派遣・紹介・研修・調査研究・コンサルティング事業に加え、2021年6月には新たに不妊予防に関するポータルサイトと企業研修の新規事業を立ち上げました。これによりライフステージで変化する、働く・働きたい女性の課題に切れ目なく対応する当社グループの事業形態の一層の充実を図り、他社のサービススコープには見られないユニークなビジネスモデルを追及してまいります。今後も「働く女性」という顧客基盤を活用して、顧客のライフステージに応じたサービスラインナップの展開・拡張により、既存事業の拡大とともに、新たな市場機会・成長機会を捉えてまいります。

#### e. 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、創業以来、利益成長と同時に社会課題の解決を意識した経営を行っております。

高付加価値・高収益である在宅サービス事業の全社事業ポートフォリオにおける構成比を高めていく事、及び現状において、エデュケア事業において中長期的な保育ニーズが見込まれる東京・大阪・名古屋という三大都市圏を中心としたエリアに展開している事等の戦略を進めております。また、新型コロナウイルス感染症の影響下、オンライン化が急速に進展した、その他事業セグメントにおける国内研修事業（厚生労働省や各自治体から受託する研修）の事業成長をさらに加速してまいります。今後も継続してこれらの戦略を進め、利益成長を実現してまいります。

また、当社グループの事業領域は、「待機児童の解消」といった短期的な社会課題及び「女性の職場復帰・再就職の支援」「介護離職ゼロ」といった中長期的な社会課題に対応しており、事業を通して、これらの課題解決による社会的貢献が可能であると考えております。

当社グループは、日本初のSDGs-IPO企業として、利益成長の実現と同時に社会課題の解決に資することで、当社グループのさらなる発展と企業価値の向上を目指してまいります。

さらに将来、保育所が淘汰される時代の到来に向けて、収益性とシナジー効果を考慮し、案件を厳選したM&Aや戦略的提携を推進するとともに、新規事業開発に取り組むことで日本のSDGsをリードする企業として一層の発展を遂げる方針であります。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

#### （繰延税金資産）

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

#### （固定資産の減損）

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。

(資産除去債務)

当社グループは、本支社及び保育施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

(共通支配下の取引等)

1．連結子会社間の吸収分割

当社は、2021年1月8日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ポピンズと株式会社ウィッシュの間で、株式会社ウィッシュを分割会社とし、株式会社ポピンズを承継会社とする吸収分割契約を締結することを決議し、2021年4月1日付けで吸収分割を実施いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

2．連結子会社間の新設分割

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ポピンズの一部事業を会社分割（新設分割）し、新設する株式会社ポピンズファミリーケア及び株式会社ポピンズプロフェッショナルに承継させるとともに、当社の連結子会社とすることを決議し、2021年7月1日付で会社分割を実施いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

3．連結子会社間の吸収分割

当社の連結子会社である株式会社ポピンズ及び株式会社ウィッシュは、2021年11月11日開催の各社の取締役会で、株式会社ウィッシュを分割会社とし、株式会社ポピンズを承継会社とする吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

1．取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

エデュケア事業（保育・学童施設の運営）及び高齢者向けデイサービス施設等の運営事業

企業結合日 2022年4月1日

企業結合の法的形式

株式会社ウィッシュ（当社の連結子会社）を分割会社とし、株式会社ポピンズ（当社の連結子会社）を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称 株式会社ポピンズ（当社の連結子会社）

その他取引の概要に関する事項

株式会社ウィッシュの保育・学童施設の運営事業等を株式会社ポピンズに吸収し運営主体を一本化することで、業務効率化を図るとともに、最高水準のエデュケアを各保育・学童施設で提供することを目的としております。

2．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、認可保育所を中心とする256百万円（補助金等の圧縮記帳額320百万円控除後）の設備投資を行いました。

セグメント別の設備投資については、以下のとおりであります。

##### (1)在宅サービス事業

当連結会計年度においては、59百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、ソフトウェア投資52百万円です。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

##### (2)エデュケア事業

当連結会計年度においては、105百万円の設備投資（補助金等の圧縮記帳額320百万円控除後）を行いました。主な内容としては、認可保育所を中心とする新設施設の内装設備等77百万円です。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

##### (3)その他

当連結会計年度においては、6百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、コンテンツ制作6百万円です。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

##### (4)全社（共通）

当連結会計年度においては、86百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、ソフトウェア投資71百万円です。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

## (1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社(東京都渋谷区)	全社(共通) 在宅サービス事業 エデュケア事業 その他	事業統括施設	109	241	351	45(10)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェアであります。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

4. 上記本社の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は70百万円であります。

## (2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ポピンズ	本社(東京都渋谷区)	全事業	事務所	40	-	10	50	31(16)
(株)ポピンズ	大阪支社(大阪 市北区)	全事業	事務所	16	-	2	18	14(1)
(株)ポピンズ	直営保育施設85 園(東京都)	エデュケア事業	保育設備	370	-	21	391	1,100(874)
(株)ポピンズ	直営保育施設17 園(神奈川県)	エデュケア事業	保育設備	213	-	14	227	241(210)
(株)ポピンズ	直営保育施設5 園(愛知県)	エデュケア事業	保育設備	20	-	1	21	29(29)
(株)ポピンズ	直営保育施設4 園(大阪府)	エデュケア事業	保育設備	13	-	1	14	54(26)
(株)ポピンズ	直営保育施設15 園(その他)	エデュケア事業	保育設備	127	-	6	133	196(150)
(株)ポピンズ	ポピンズ白金研 修ルーム(東京 都)	全社(共通)	研修設備	10	112 (43.03)	-	122	-(-)
(株)ポピンズ	ポピンズ蓼科研 修センター(長 野県)	全社(共通)	研修設備	98	8 (16,636.00)	2	109	2(3)
(株)ウィッシュ	直営保育施設3 園(東京都)	エデュケア事業	保育設備	47	-	0	47	50(20)

(注) 1. 上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、ソフトウェア、リース資産であります。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

4. 事務所及び保育設備の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は1,682百万円であります。

## (3) 在外子会社

在外子会社については、記載すべき主要な設備がないため、記載しておりません。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設

当社グループの主な設備投資は、エデュケア事業における保育設備であり、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、増床計画は次のとおりであります。なお、保育施設について自治体より認可等が必要な場合には、現時点で内定を得られた施設のみを記載しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)ポピンズ	保育施設5園 (東京都)	エデュケア 事業	保育設備	747	205	自己資金	2021年6月	2022年3月	受入定員 271名
(株)ポピンズ	保育施設1園 (神奈川県)	エデュケア 事業	保育設備	95	41	自己資金	2021年10月	2022年3月	受入定員 50名
(株)ポピンズ	保育施設1園 (大阪府)	エデュケア 事業	保育設備	292	0	自己資金及び 借入金	2022年2月	2022年8月	受入定員 100名
(株)ポピンズ	保育施設1園 (長野県)	エデュケア 事業	保育設備	330	22	自己資金及び 借入金	2022年1月	2022年12月	受入定員 70名
(株)ポピンズ	保育施設2園 (東京都)	エデュケア 事業	保育設備	951	57	自己資金及び 借入金	2022年3月	2023年3月	受入定員 186名
(株)ポピンズ	保育施設1園 (東京都)	エデュケア 事業	保育設備	174	1	自己資金及び 借入金	2023年10月	2024年3月	受入定員 50名

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却に該当する計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,720,000
計	34,720,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	10,177,300	10,177,300	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,177,300	10,177,300	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 12名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 203名
新株予約権の数(個)	259,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 259,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2029年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1.(1)新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記のほか、2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 新株予約権割当日以降、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとする。
- (4) 新株予約権割当日以降、当社が当社の株式につき単元株式数の設定又は変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株数を合理的な範囲内で調整する。
- (5) 新株予約権割当日以降、当社が資本減少又はこれに準じる行為を原因として株式数を調整する必要があるときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。
- 2.(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、金120円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (3) 上記の他、当社の発行済株式総数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- 3.(1) 新株予約権発行時において当社及び当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りでない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利行使することができるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
- ( ) 2023年7月1日から2024年6月30日まで  
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
- ( ) 2024年7月1日から2025年6月30日まで  
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
- ( ) 2025年7月1日から2026年6月30日まで  
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
- ( ) 2026年7月1日から2029年11月30日まで  
新株予約権者に割り当てられた個数の全て
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (6) その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 4.(1) 新株予約権者が、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合には、当社の取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次に定める議案が当社の株主総会で決議された場合（株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会で決議された場合）、当社は、当社が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ( ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- ( ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ( ) 当社の株式を証券取引所に上場する準備を取りやめる議案
- (3) 当社は、新株予約権者が割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1.(1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

4.に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2017年12月31日 (注)1	-	10,863	-	90	10	10
2018年2月19日 (注)2	10,646	217	-	90	-	10
2019年12月3日 (注)3	8,679,783	8,680,000	-	90	-	10
2020年12月18日 (注)4	1,100,000	9,780,000	1,473	1,563	1,473	1,484
2020年12月28日 (注)5	397,300	10,177,300	532	2,095	532	2,016

(注)1. 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加であります。

2. 株式併合(50:1)によるものであります。

3. 株式分割(1:40,000)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,850円

引受価額 2,679円

資本組入額 1,339.5円

払込金総額 2,946百万円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,679円

資本組入額 1,339.5円

割当先 大和証券株式会社

## (5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	27	43	33	6	2,808	2,934	-
所有株式数 (単元)	-	27,407	676	40,016	5,286	19	28,338	101,742	3,100
所有株式数の割 合(%)	-	26.94	0.66	39.33	5.20	0.02	27.85	100	-

(注)自己株式480,000株は「個人その他」に4,800単元含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社スピネカ	東京都港区南麻布4丁目11番46号	3,960	40.84
轟 麻衣子	東京都港区	1,320	13.61
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	913	9.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	633	6.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	462	4.77
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理 信託0730064号	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	225	2.32
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理 信託0730065号	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	225	2.32
中村 紀子 (戸籍名: 轟 紀子)	東京都港区	220	2.27
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMITL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人: 株式会社三井住友銀行)	BLOCK5, HARCOURT CENTRE HARCOURT ROAD, DUBLIN 2 (東京都千代田区丸の内1丁目1番2号)	194	2.01
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	82	0.85
計	-	8,236	84.93



## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 480,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,694,200	96,942	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	10,177,300	-	-
総株主の議決権	-	96,942	-

## 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ポピンズ ホールディングス	東京都渋谷区広尾五 丁目6番6号	480,000	-	480,000	4.72
計	-	480,000	-	480,000	4.72

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	480,000	-	480,000	-

## 3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、内部留保資金は、将来の企業価値を高めるため、既存事業の拡大や新規事業・M&A、IT開発及びグローバル戦略の展開等に備えて充実を図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。期末配当については、連結配当性向30%前後を基本とし、利益や剰余金の水準を勘案のうえ、配当額を決定しております(ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度についてはその影響を考慮し配当額を決定いたします。)。なお、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2022年2月21日開催の取締役会で1株当たり40円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の連結配当性向は40.1%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年2月21日 取締役会決議	387	40

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」をミッションとし、保育業界のリーディングカンパニーであるという認識のもと、創業以来35年以上にわたり「企業や家庭内で“働く女性”」を支援してまいりました。今後も株主・従業員をはじめとして、お子様、保護者、お年寄り、介護者、取引先、自治体、地域社会といった全てのステークホルダーに満足していただける新しいサービス、新しい事業領域を創造して、日本社会の発展に貢献し続けていきたいと考えております。

将来にわたって継続的に理念を実現していくためには、透明・公正かつ迅速な経営の意思決定を迅速に行い、社会の変化に対応して持続的な企業価値の向上を実現していくコーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠です。

当社は、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役と企業経営に豊富な経験を持つ社外取締役の選任を通じ、取締役の職務執行に対する監督機能を強化するとともに、経営の監督と業務執行の役割分担を明確化して、経営の透明性と機動性の両立を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治体制の概要

当社は、取締役会における議決権を有する5名の社外取締役（監査等委員である取締役を含む）が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに、経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

#### ・取締役会

取締役会は、本書提出日現在、社内取締役6名、社外取締役5名（うち監査等委員である取締役3名）の計11名で構成されており、原則として月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を実施し、株主総会での決定内容に基づく経営の意思決定と取締役の業務執行を監督しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社経営経験者であり、企業経営に関する高い見識により、当社のコーポレート・ガバナンスに対して助言・指導をいただくとともに経営の透明性・客観性を高めております。なお、取締役の氏名については、「(2) 役員の状況」に記載しております。

#### ・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（3名とも社外取締役）で構成されており、うち1名を常勤の監査等委員である社外取締役として選定しております。各監査等委員は、人事、経理、法務の専門知識又は業界経験を有しております。監査等委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、各監査等委員相互の意思疎通を図っております。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席、重要書類等の閲覧等により、取締役の業務執行を監視するとともに、子会社の監査役を兼任し、業務や財政状態等の調査を行う等、取締役の業務執行を監査しております。また、監査等委員会では、内部統制・監査部が実施する内部監査及び会計監査人が実施する会計監査とも連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施しております。なお、監査等委員である取締役の氏名については、「(2) 役員の状況」に記載しております。

#### ・執行役員会

当社では会社法に基づく機関の他、取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会において執行役員を選任しております。取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催を実施し、個別業務に関する重要事項を実務的な観点より協議し、迅速な業務執行を推進しております。

#### ・その他

取締役の職務執行を補完すること及び経営の意思決定事項を全社に共有するために以下の会議体を設置しております。

##### 1) 経営会議

執行役員会メンバーの他経営幹部（子会社を含む）が参加して、毎月の業績報告、業務執行状況を把握（月1回開催）。

## 2) 全体会議

本支社役員及び各施設の施設長が参加し、通達事項の共有及びISO9001QMSのトラブルを共有（月1回開催）。

## 3) 品質管理会議

本支社担当役員、ISO内部監査員が参加し、ISO9001QMSの品質管理目標の進捗とケガ・事故・クレームなどのトラブル、及びISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視（月1回）。

## 4) 危機管理委員会

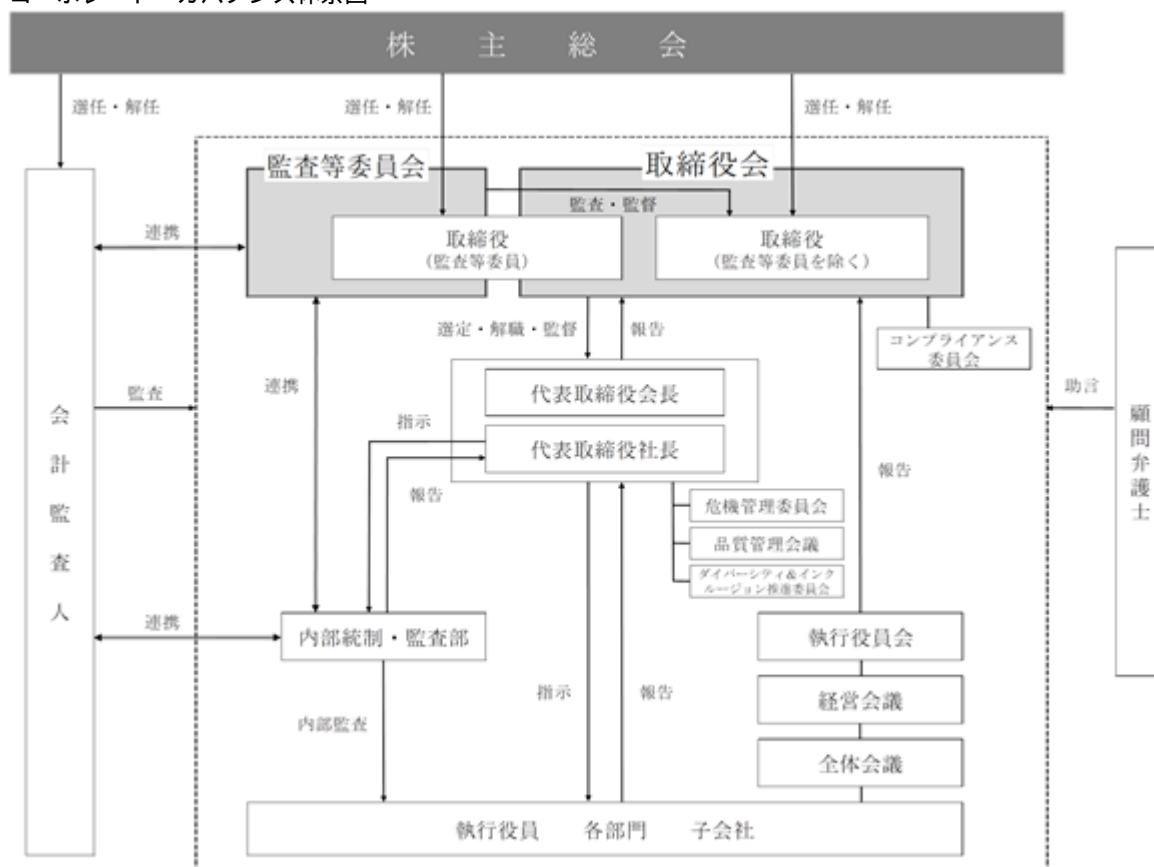
危機管理責任者である取締役副社長執行役員を委員長とし、社内委員（代表取締役会長、代表取締役社長、取締役、執行役員）及び社外委員（監査等委員である社外取締役）が参加し、リスクの把握や対策の検討を行う（原則3か月に1回開催、リスク発生時には随時開催）。

## 5) コンプライアンス委員会

代表取締役会長を委員長とし、社外委員（社外取締役（監査等委員である取締役を含む））及び社内委員（代表取締役社長、取締役）が参加し、コンプライアンスの啓蒙や法令違反の発生防止策の検討等を行う（原則3か月に1回の開催、コンプライアンス違反事項の調査事項の調査等必要に応じて随時開催）。

なお、これらの体制の他、代表取締役社長の直轄組織として内部統制・監査部を設置し、当社グループ全体の内部監査を実施しております。内部統制・監査部は職務執行の適正性を監査し、結果を代表取締役社長に報告するとともに監査等委員会と情報を共有し、担当部署及びその責任者に対し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行っております。

## コーポレート・ガバナンス体系図



## ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社では、現在の経営管理体制において十分な協議を行い、迅速な意思決定と業務執行が実施できており、経営に関する高い見識を持つ社外取締役（監査等委員である取締役を除く）と、高い独立性を持った監査等委員である社外取締役で構成される監査等委員会による監査・監督体制が有効に機能していると判断し、現在の統治体制を採用しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### イ．内部統制システムの整備の状況

- 1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役は、職務執行状況を取締役に報告することにより、他の取締役の職務執行の状況を相互に監督しております。取締役の職務執行については、監査等委員会の監査を受けております。
  - ・社外取締役は取締役会及び執行役員会に出席し、各取締役及び執行役員の業務執行状況が法令及び定款に適合しているかの監督を行っております。
  - ・社内規程については、取締役（監査等委員を含む）及び使用人が常時閲覧可能な状態に置き、コンプライアンス担当部署は、各部門に対して適正な業務運営にあたるよう指導及び助言を行っております。
  - ・内部通報制度の構築により、法令等違反行為等を速やかに認識し、不祥事の未然防止に努めております。
  - ・内部統制・監査部は、各部門の業務統制状況を監査し、必要に応じて是正及び改善の対策を講じるよう指導しております。
  - ・反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体との連携を通じ、毅然とした態度で対処いたします。
- 2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他重要な意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定め、保存媒体に応じ十分な注意をもってこれを管理しております。
  - ・取締役の職務執行に関する文書及び情報については、取締役及び監査等委員の要求があれば、閲覧に供することとしております。
  - ・取締役による情報の管理状況は、監査等委員会の監査を受けるものとしております。
- 3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスクの顕在化の危機に備えるため、「リスク管理規程」を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努めております。
  - ・危機管理委員会事務局において全社のリスクを一元的に管理しております。
  - ・不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものいたします。
- 4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・「職務権限規程」により取締役の職務権限及び意思決定ルールを制定しております。
  - ・取締役会及び執行役員会は、毎月1回定期開催し、必要に応じて臨時に開催して迅速な意思決定を行っております。
  - ・中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行するとともに、各事業部門の業績と改善策は、取締役会及び執行役員会において報告されるものとしております。
  - ・執行役員制度を採用し、業務執行を担う執行役員と経営方針の決定及び業務執行の監督を行う取締役とに分離し、取締役会の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。
- 5．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
  - ・子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社への定期的な報告義務を負い、重要事項は事前に協議することなどにより、業務の適正を確保しております。
  - ・当社の取締役等がグループ各社の役員等に就任し、毎月子会社の取締役会等に出席して子会社の業務遂行状況を把握しております。
  - ・当社の内部監査担当は、監査計画に基づき子会社の業務全般に係る統制状況等の監査を実施して業務の適正の確保に努めております。
  - ・当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務することにより当社グループ全般の統制状況を監査するとともに、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。
  - ・連結子会社においては、人事、総務、経理などの管理業務につきシェアードサービスを導入しており、当社が一括して事務作業を代行処理することで、子会社の経営状況を常時管理できる体制を構築しております。

6. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査等委員の職務を補助する使用人を置くこととしております。
  - ・監査等委員会事務局は、監査等委員の職務を補助するに際しては、監査等委員の指示に従って業務を遂行することとし、監査等委員会事務局の人事異動及び人事評価等については、監査等委員会の同意を得ることとしております。
  - ・監査等委員より命令を受けて監査業務を補助する使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実や取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人による重大な法令・定款違反等、経営に重大な影響を与える事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報の状況及びその内容について報告を行うものとしております。
  - ・当社の監査等委員会は、必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し、報告及び情報の提供を求めることができるものとしております。
  - ・「内部通報に関する規程」に、当社の監査等委員会を当社グループの内部通報窓口の一つとして定めております。
8. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会へ報告をした当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底しております。
  - ・「内部通報に関する規程」に、当社監査等委員会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない旨を定めております。
9. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査等委員会がその職務執行について費用が発生した場合には、当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用の前払又は償還並びに費用の処理を行うものとしております。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」において、同規程に基づき監査を実施すべき旨を定めるとともに、当社内部統制・監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保することとしております。
  - ・代表取締役会長及び社長は監査等委員会との定期的な意見交換の面談を実施することとしております。
  - ・監査等委員会又は監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家に対して助言を求める機会を与えるものとしております。
- ロ. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、事業計画の障害となりうる経営リスクが生じた場合には、毎月開催される定時取締役会及び執行役員会のほか、必要に応じて開催されている臨時取締役会及び臨時執行役員会において協議を行っております。
- また、危機管理委員会を設置しており、原則として3か月に1回の開催により、管理レベルの向上を図っております。
- さらに、内部統制・監査部を代表取締役社長直轄の組織として設置し、内部監査機能の強化を図るとともに、内部通報体制についても、「内部通報に関する規程」を整備し、受付窓口も複数（顧問弁護士、社内相談窓口、監査等委員会）設けることにより、通報しやすい体制づくりを図っております。

当社は、「内部通報に関する規程」に、通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利な取扱いを行わない旨を定めるとともに、当社グループ会社の役員及び使用人等に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。

また取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が生じた場合には、発見次第、直ちに当社の取締役に対して報告を行うこととしております。

#### 八．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

#### 二．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としないこととしております。

#### ホ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款に定めております。

#### へ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して株主総会において選任する旨、その選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ト．取締役会にて決議できる株主総会決議事項

##### 1．剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

##### 2．自己株式取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### 3．取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するため、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

#### チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定

めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	中村 紀子 (戸籍名: 裏 紀子)	1949年5月26日生	1973年3月 株式会社日本教育テレビ(現株式会社テレビ朝日)にアナウンサーとして入社 1985年4月 J A F E (日本女性エグゼクティブ協会)設立、代表(現一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会へ移行) 1987年3月 ジャフィサービズ株式会社(現株式会社ポピンズ)設立、代表取締役社長 1989年10月 社団法人全国ベビーシッター協会(現公益社団法人全国保育サービス協会)、副会長 1995年6月 通商産業省(現経済産業省)産業構造審議会総合部会委員 2000年4月 社団法人経済同友会幹事 2001年1月 厚生労働省職業能力開発分科会委員 2003年8月 株式会社スピネカ取締役 2005年12月 環境省中央審議会委員 2006年3月 経済産業省独立行政法人評価委員会委員 2012年9月 株式会社スピネカ代表取締役(現任) 2014年5月 株式会社バルコ社外取締役 2016年5月 株式会社日本経済新聞社 経営アドバイザー ザリーボードメンバー 2016年10月 当社代表取締役社長 2018年4月 株式会社ポピンズ代表取締役会長 2018年12月 一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会設立、代表理事(現任) 2018年12月 当社代表取締役会長(現任)	(注)2	4,180,000 (注)5
代表取締役 社長	轟 麻衣子	1976年2月16日生	1998年9月 MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社 2002年3月 シャネル株式会社入社 2003年8月 株式会社スピネカ代表取締役 2006年2月 GRAFF DIAMOND Ltd. 入社 2008年9月 DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社 2010年4月 株式会社ポピンズ顧問 2012年3月 同社取締役 2012年9月 株式会社スピネカ取締役(現任) 2016年10月 当社取締役 2017年2月 スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)取締役(現任) 2018年3月 当社取締役副社長 2018年4月 株式会社ポピンズ代表取締役社長 2018年12月 当社取締役社長 2020年4月 当社代表取締役社長(現任) 2020年6月 公益社団法人全国保育サービス協会理事(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズ取締役(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役(現任)	(注)2	1,320,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 副社長執行役員 コーポレート本部 長 経営企画部長	井上 正明	1959年11月13日生	1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 三行統合により株式会社みずほコーポレート銀行入行 2007年11月 NSフィナンシャルマネジメントコンサルティング株式会社入社 2011年10月 ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社入社 2012年11月 株式会社ポピンズ入社 2013年3月 同社常務執行役員 2017年2月 スマートシッター株式会社（現 株式会社ポピンズシッター）取締役（現任） 2017年3月 株式会社ポピンズ副社長執行役員 2018年3月 同社取締役副社長執行役員 2018年10月 株式会社保育士GO取締役 2019年2月 当社副社長執行役員（現任） 当社コーポレート本部長（現任） 経営企画部長（現任） 2019年3月 当社取締役（現任） 2019年3月 Poppins U.S.A., Incorporated Director（現任） 2019年3月 株式会社ウィッシュ取締役（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズ代表取締役社長（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）	(注) 2	1,000
取締役 常務執行役員 管理本部長	田中 博文	1966年12月15日生	1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年3月 公認会計士登録 1996年6月 ドイツ・モルガン・グレンフェル証券株式会社（現ドイツ証券株式会社）入社 1997年10月 Ernst&Young, LLP NewYork入社 2002年11月 田中公認会計士事務所代表（現任） 2003年12月 株式会社ポピンズ監査役 2005年9月 同社取締役 2013年3月 同社常務執行役員 2017年1月 当社執行役員 2017年2月 スマートシッター株式会社（現 株式会社ポピンズシッター）取締役 2018年3月 当社取締役執行役員 2018年3月 株式会社ポピンズ取締役常務執行役員（現任） 2018年10月 株式会社保育士GO取締役 2018年12月 当社取締役常務執行役員（現任） 2019年2月 当社管理本部長（現任） 2019年3月 株式会社ウィッシュ取締役（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）	(注) 2	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 法務コンプライア ンス部長 内部統制・監査部 長	吉沢 淳	1951年12月28日生	1974年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式 会社)入社 1998年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビ ジョン・ジャパン管理部長 2003年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテ インメント映像事業部門管理部長 2004年1月 株式会社ポピンズ入社管理本部長 2005年3月 同社取締役 2008年3月 同社常務取締役 2013年3月 同社取締役専務執行役員 2016年10月 当社取締役(現任) 2017年1月 Poppins U.S.A., Incorporated Director, President 2017年2月 スマートシッター株式会社(現 株式会 社ポピンズシッター)取締役 2019年1月 当社内部統制・監査部長(現任) 2019年2月 当社法務コンプライアンス部長(現任)	(注)2	2,000
取締役 相談役	森 榮子	1942年6月3日生	1988年1月 ジャフィサービス株式会社(現株式会社 ポピンズ)入社 1993年3月 同社取締役 2002年6月 同社常務取締役 2004年3月 同社取締役副社長 2016年10月 当社取締役副社長 2017年2月 スマートシッター株式会社(現 株式会 社ポピンズシッター)取締役 2018年4月 株式会社ポピンズ取締役副会長 2018年12月 同社取締役副社長 2018年12月 当社取締役副会長 2020年12月 当社取締役相談役(現任)	(注)2	50,000 (注)6
取締役	有富 慶二	1940年7月25日生	1963年4月 大和運輸株式会社(現ヤマトホールディ ングス株式会社)入社 1997年6月 同社代表取締役社長 2003年6月 同社代表取締役会長 2004年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 2005年11月 ヤマトホールディングス株式会社代表取 締役会長兼社長 2006年1月 コラボデリバリー株式会社代表取締役会 長(現任) 2006年6月 ヤマトホールディングス株式会社取締役 会長 2006年7月 明治安田生命保険相互会社社外取締役 2007年1月 内閣府規制改革会議委員 2007年5月 株式会社バルコ社外取締役 2015年6月 公益財団法人がん研究会理事 2017年1月 EY新日本有限責任監査法人社外評議員兼 公益委員(現任) 2017年6月 公益財団法人日本生産性本部理事(副会 長)(現任) 2019年3月 当社社外取締役(現任)	(注)2	1,000
取締役	村上 臣 (戸籍名:鶴田 臣)	1977年2月26日生	1999年4月 株式会社野村総合研究所入社 2000年8月 ヤフー株式会社入社 2012年4月 ヤフー株式会社執行役員チーフモバイル オフィサー(CMO)就任 2014年6月 ワイモバイル株式会社取締役就任 2017年11月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代 表就任(現任) 2017年11月 Shin&Co.株式会社代表取締役就任(現 任) 2021年4月 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部 客員教授(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任)	(注)2	-
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

取締役 (監査等委員)	高尾 剛正	1951年3月11日生	1973年4月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)入社 2006年6月 同社常務執行役員 2008年6月 同社取締役常務執行役員 2009年4月 同社代表取締役専務執行役員 2012年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年6月 同社副会長執行役員 2015年6月 稲畑産業株式会社取締役 2015年6月 富士石油株式会社取締役 2016年4月 住友化学株式会社顧問 2019年3月 当社監査役 2019年9月 株式会社保育士GO監査役 2020年3月 当社取締役(監査等委員・常勤)(現任) 2020年3月 株式会社ポピンズ監査役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	島田 博正	1942年12月3日生	1977年4月 慶応義塾大学特別講座講師(国際コミュニケーション) 1978年4月 日本ビクター株式会社国際法務室課長・経営企画室次長 1997年10月 株式会社ウェイブスラジオ代表取締役副社長 2001年4月 日本コロムビア株式会社戦略事業本部副本部長・法務担当執行役員 2008年9月 ジャパンゴアテックス株式会社(現株式会社ゴアジャパン)法務・知財・広報担当執行役員 2015年6月 株式会社プライマテック取締役 2018年9月 当社法務顧問 2018年12月 当社監査役 2018年12月 株式会社ポピンズ監査役 2018年12月 スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)監査役(現任) 2018年12月 株式会社保育士GO監査役 2019年3月 株式会社ウィッシュ監査役 2020年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア監査役(現任)	(注)3	100
取締役 (監査等委員)	八木 康行	1957年3月5日生	1979年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2005年11月 ファーストクレジット株式会社代表取締役社長(住友信託銀行株式会社から出向) 2006年6月 同上兼住友信託銀行株式会社執行役員 2008年6月 住友信託銀行株式会社常務執行役員 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 2015年4月 同社専務執行役員 2016年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常任監査役 2017年6月 同社取締役監査委員 2020年4月 東西土地建物株式会社監査役(現任) 2022年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					5,557,100

- (注)1. 取締役有富慶二、村上臣、高尾剛正、島田博正及び八木康行は、社外取締役であります。村上臣及び八木康行は、新任の社外取締役であります。
2. 2022年3月30日開催の定時株主総会終結の時から1年間
3. 2022年3月30日開催の定時株主総会終結の時から2年間
4. 代表取締役社長轟麻衣子は、代表取締役会長中村紀子の子であります。
5. 代表取締役会長中村紀子の所有株式数は、議決権の過半数を保有する資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 取締役相談役森榮子の所有株式数は、資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
7. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
蒲地 正英	1981年 5月18日生	2005年11月 税理士法人中央青山(現PwC税理士法人)入所 2009年 9月 公認会計士登録 2014年12月 税理士登録 2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表(現任) 税理士法人カマチ代表社員(現任) 株式会社SOU(現バリュエンスホールディングス株式会社)社外取締役 2017年 1月 株式会社will consulting 代表取締役(現任) 2017年 3月 株式会社モデレー社外監査役(現任) 2019年11月 株式会社SOU(現バリュエンスホールディングス株式会社)社外取締役 監査等委員(現任) 2019年11月 株式会社SOU Technologies(現バリュエンステクノロジー株式会社)社外取締役 2020年 1月 グロービス経営大学院大学専任准教授(現任) 2020年 3月 株式会社スピネカ監査役(現任)	-

#### 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は2名、監査等委員である社外取締役は3名であり、監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成されております。

社外取締役である有富慶二氏は、当社及び当社子会社と取引関係にあるヤマト運輸株式会社の親会社であるヤマトホールディングス株式会社の代表取締役社長及び会長でしたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に与える影響もありません。また、同氏は当社株式1,000株及び新株予約権2,000個(2,000株)を保有しておりますが、当社との資本的関係、取引関係は僅少であり、人的関係その他の利害関係はないため、社外取締役としての独立性に問題はないと考えております。同氏は、長年にわたり経営責任者として活躍し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、新規事業の展開戦略や規制改革について見識を有しており、引き続き当社グループの経営への助言と監督を行っていただくべく、当社の社外取締役として選任しております。

社外取締役である村上臣氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しております。当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、当社グループの経営への助言と監督を行っていただくべく、当社の社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役高尾剛正氏は、当社の子会社と企業内保育所の受託取引関係にある住友化学株式会社の代表取締役副社長でしたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であります。以上のほかに、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、長年にわたり人事部門責任者として活躍し、会社経営及び人事戦略に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役島田博正氏は、当社株式100株を保有しておりますが、この他、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、長年にわたり電子業界、エンターテインメント業界、及び素材物販業界の経営と法務に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役八木康行氏は、当社と取引関係にある三井住友信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査役でありましたが、その取引額は僅少であります。以上の他に、当社と人的関係、資本的関係又は特別な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、金融機関において長年にわたり業務執行に携わり、会社経営に関する豊富な知識・経験と、財務、会計及び人事・労務分野についての幅広い見識などを有していることに加え、数社での監査役及び取締役(監査委員)の経験を有していることから、社外取締役として選任しております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会及び毎月開催される執行役員会に出席するほか、経営会議等の重要な会議への出席、並びに定期的な代表取締役等との面談等を通じ、中立的な立場から取締役会の監視・監督機能、及び業務執行部門への監督機能を果たしております。

また、監査等委員である社外取締役は、会計監査人から四半期毎の監査実施状況及び会計監査結果の報告を受け、会計監査人が独立の立場から適正な監査を実施していることの確認を含めた意見交換、質疑応答等を実施しております。

監査等委員である社外取締役は、各部門、施設及び子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に監査を実施し、内部監査計画及び監査実施状況について内部統制・監査部と定期的に共有しております。

## (3)【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、それぞれ人事・経営・法務・経理等の分野で豊富な経験を有する監査等委員である社外取締役3名で構成されており、取締役会及び執行役員会に出席して職務の執行を監査するとともに、定時監査等委員会を毎月1回、必要に応じて臨時監査等委員会を開催して各監査等委員相互の意思疎通を図っております。また各監査等委員は、取締役会及び執行役員会、その他重要な会議に出席するほか、稟議書等決裁書類の閲覧等により取締役の職務執行を監視するとともに、子会社の監査役を兼務し、業務や財政状態等の調査を行う等、取締役の業務執行を監査しております。また、監査等委員会では、内部統制・監査部が実施する内部監査及び会計監査人が実施する会計監査とも連携を図り、定期的に会合を開催し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

各監査等委員の当事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席率は、次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査等委員会	取締役会
常勤監査等委員	高尾 剛正	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)
監査等委員	島田 博正	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)
監査等委員	山本 正明	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)

監査等委員会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況の監査、稟議書及び重要な契約書の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査人の評価及び監査報酬の同意等であります。常勤監査等委員は、常勤の特性を活かし、当社及び子会社の取締役及び従業員との面談、重要書類の閲覧を通じて監査を実施しております。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部統制・監査部（部長及び職員計4名）が、内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき年間計画を作成し、当社及び各グループ子会社の業務全般にわたって監査を実施して組織横断的なリスクの状況把握、監視を行っております。監査結果は、代表取締役社長に報告しており、問題事項があれば被監査部門に対し指導や是正勧告を行い、内部監査の実効的な運用を図っております。

内部統制・監査部は、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報交換を行い、特に内部監査担当者と各監査等委員会は緊密に連携して積極的に意見交換を行っており、内部監査、監査等委員会監査、会計監査の効率的かつ効果的な運用を図っております。財務報告に係る内部統制では会計監査人と連携し実効性のある内部監査の構築に努めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

海南監査法人

## b. 継続監査期間

2018年以降。

## c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 溝口 俊一

指定社員 業務執行社員 畑中 数正

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当しないこと及び日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、監査日数、監査期間及び監査実施要領並びに監査費用の合理性及び妥当性を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

## f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。また、実務に関わる機会の多い当社財務経理部及び内部統制・監査部からも意見を聴取しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21	2	24	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21	2	24	-

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人から提出される監査計画や監査内容、監査日数及び必要人員等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

## e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は会計監査人の監査計画を確認のうえ、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。



## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績及び個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年3月30日開催の第4期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。本書提出日現在は8名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。本書提出日現在は3名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員でない取締役については取締役会であり、個々の取締役の報酬等の額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長であります。監査等委員である取締役については、報酬等の額の決定権限を有する者は、監査等委員会であります。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役会長及び取締役相談役はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬及び業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね8：2としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	289	289	-	-	6
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	35	35	-	-	4

## 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
中村 紀子 (戸籍名: 裏紀子)	153	代表取締役	提出会社	153	-	-

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の改正に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、会計専門誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,132	6,350
受取手形及び売掛金	2,538	2,552
その他	419	471
貸倒引当金	-	0
流動資産合計	11,089	9,373
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,212,241	1,210,078
土地	121	121
建設仮勘定	66	363
その他(純額)	1,2131	1,2103
有形固定資産合計	1,561	1,666
無形固定資産		
のれん	100	51
その他	2258	2259
無形固定資産合計	358	311
投資その他の資産		
長期貸付金	144	158
敷金及び保証金	932	1,080
繰延税金資産	448	519
その他	86	125
貸倒引当金	88	100
投資その他の資産合計	1,523	1,781
固定資産合計	3,442	3,760
資産合計	14,532	13,133
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	3850	-
1年内返済予定の長期借入金	1,160	809
未払金	1,239	1,259
未払法人税等	353	307
前受金	552	553
賞与引当金	56	45
その他	562	607
流動負債合計	4,775	3,583
固定負債		
長期借入金	2,260	1,450
役員退職慰労引当金	72	72
資産除去債務	602	599
その他	62	40
固定負債合計	2,997	2,164
負債合計	7,773	5,747
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,095	2,095
資本剰余金	2,005	2,005
利益剰余金	2,742	3,369
自己株式	84	84
株主資本合計	6,758	7,386
純資産合計	6,758	7,386
負債純資産合計	14,532	13,133

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	23,045	24,749
売上原価	17,991	19,404
売上総利益	5,054	5,344
販売費及び一般管理費	1 3,587	1 3,825
営業利益	1,466	1,519
営業外収益		
助成金収入	203	138
受取補償金	-	69
その他	17	46
営業外収益合計	221	254
営業外費用		
支払利息	27	18
上場関連費用	53	-
撤去費用	-	123
その他	36	20
営業外費用合計	117	162
経常利益	1,569	1,611
特別損失		
減損損失	-	2 153
その他	0	0
特別損失合計	0	154
税金等調整前当期純利益	1,569	1,457
法人税、住民税及び事業税	522	561
法人税等調整額	4	70
法人税等合計	518	490
当期純利益	1,051	966
親会社株主に帰属する当期純利益	1,051	966

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益	1,051	966
包括利益	1,051	966
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,051	966
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	90	-	1,936	84	1,941	1,941
当期変動額						
新株の発行	2,005	2,005			4,011	4,011
剰余金の配当			246		246	246
親会社株主に帰属する当期純利益			1,051		1,051	1,051
当期変動額合計	2,005	2,005	805	-	4,817	4,817
当期末残高	2,095	2,005	2,742	84	6,758	6,758

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,095	2,005	2,742	84	6,758	6,758
当期変動額						
剰余金の配当			339		339	339
親会社株主に帰属する当期純利益			966		966	966
当期変動額合計	-	-	627	-	627	627
当期末残高	2,095	2,005	3,369	84	7,386	7,386

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,569	1,457
減価償却費	245	248
のれん償却額	30	30
減損損失	-	153
助成金収入	203	138
受取補償金	-	69
撤去費用	-	123
支払利息	27	18
賞与引当金の増減額(は減少)	4	10
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	12
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	118	-
売上債権の増減額(は増加)	232	14
未払金の増減額(は減少)	90	52
前受金の増減額(は減少)	37	1
その他	9	14
小計	1,469	1,879
利息の支払額	27	18
助成金の受取額	203	138
補償金の受取額	-	69
撤去費用の支払額	-	123
法人税等の支払額	562	669
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,082	1,276
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
助成金の受取額	775	320
有形固定資産の取得による支出	795	758
無形固定資産の取得による支出	136	65
敷金及び保証金の差入による支出	118	151
敷金及び保証金の返還による収入	10	11
その他	10	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	274	690
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	266	850
長期借入れによる収入	1,100	-
長期借入金の返済による支出	1,867	1,160
株式の発行による収入	4,011	-
リース債務の返済による支出	8	9
配当金の支払額	246	338
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,256	2,358
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,064	1,772
現金及び現金同等物の期首残高	4,058	8,123
現金及び現金同等物の期末残高	8,123	6,350



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ポピンズ

株式会社ポピンズシッター

株式会社保育士GO

株式会社ウィッシュ

株式会社ポピンズファミリーケア(注)

株式会社ポピンズプロフェッショナル(注)

(注) 株式会社ポピンズファミリーケア及び株式会社ポピンズプロフェッショナルは、2021年7月に株式会社ポピンズを分割会社とする新設分割により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

## (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

Poppins U.S.A., Incorporated

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

Poppins U.S.A., Incorporated

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社(Poppins U.S.A., Incorporated)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

## ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、連結子会社の一部は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

一部の連結子会社は、2020年5月の取締役会にて役員退職慰労金規程の廃止を決定したため、以降新規の引当金は計上しておりません。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従い、前連結会計年度に係る内容については、記載していません。

(連結損益計算書)

- 1 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取保険金」300万円は、「その他」として組み替えております。
- 2 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「助成金返還損」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「助成金返還損」100万円は、「その他」として組み替えております。
- 3 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」000万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取保険金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下の「保険金の受取額」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取保険金」300万円及び「保険金の受取額」300万円は、「その他」として組み替えております。
- 2 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「助成金返還損」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下の「助成金の返還額」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「助成金返還損」100万円及び「助成金の返還額」100万円は、「その他」として組み替えております。
- 3 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」000万円は、「その他」として組み替えております。
- 4 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「利息及び配当金の受取額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「利息及び配当金の受取額」000万円は、「その他」として組み替えております。
- 5 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「和解金の支払額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「和解金の支払額」300万円は、「その他」として組み替えております。
- 6 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の還付額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。  
この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の還付額」160万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだに収束は見通せず、先行き不透明な状況が続いております。当社グループにおいても、各事業によって影響は異なり、新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予

測することは困難であります。現時点で繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期等には不確定要素が多く、今後当社グループを取り巻く状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,834百万円	3,085百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 2 国庫補助金等の受け入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
圧縮記帳額	4,907百万円	5,228百万円
建物及び構築物	4,282	4,591
その他(有形固定資産)	606	619
その他(無形固定資産)	17	17

## 3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	2,000百万円	2,100百万円
借入実行残高	850	-
差引額	1,150	2,100

## (連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	1,024百万円	1,076百万円
租税公課	510	488

## 2 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都武蔵野市、 愛知県名古屋市他	保育設備	建物及び構築物	122
		有形固定資産(その他)	5
		のれん	17
		投資その他の資産(その他)	7
		計	153

減損損失を認識するに至った経緯

当該保育施設については、直近の業績推移及び今後の事業計画等を勘案し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、保育施設及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

## (連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,680,000	1,497,300	-	10,177,300
合計	8,680,000	1,497,300	-	10,177,300
自己株式				
普通株式	480,000	-	-	480,000
合計	480,000	-	-	480,000

(注) 発行済株式数の増加は、新規上場に伴う公募増資による増加1,100,000株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加397,300株によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

(注) 当社は、上記新株予約権の付与時には未公開企業のため、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 定時株主総会	普通株式	246	30	2019年12月31日	2020年3月31日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月24日 取締役会	普通株式	339	利益剰余金	35	2020年12月31日	2021年3月31日



当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,177,300	-	-	10,177,300
合計	10,177,300	-	-	10,177,300
自己株式				
普通株式	480,000	-	-	480,000
合計	480,000	-	-	480,000

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

(注) 当社は、上記新株予約権の付与時には未公開企業のため、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月24日 取締役会	普通株式	339	35	2020年12月31日	2021年3月31日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月21日 取締役会	普通株式	387	利益剰余金	40	2021年12月31日	2022年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	8,132百万円	6,350百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	9	-
現金及び現金同等物	8,123	6,350

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内	959	1,057
1年超	7,595	7,594
合計	8,554	8,651

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については積極的に行っておりません。また、資金調達については設備等の長期資金又は短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に施設の賃借に係る敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、敷金及び保証金並びに長期貸付金に関しては、「債権管理規程」に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は、適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,132	8,132	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,538	2,538	-
(3) 長期貸付金	144		
貸倒引当金(*1)	88		
	55	55	-
(4) 敷金及び保証金	932	922	10
資産計	11,658	11,648	10
(1) 短期借入金	850	850	-
(2) 未払金	1,239	1,239	-
(3) 未払法人税等	353	353	-
(4) 長期借入金(*2)	3,421	3,420	0
負債計	5,865	5,864	0

(\*1) 長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,350	6,350	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,552		
貸倒引当金(*1)	0		
	2,552	2,552	-
(3) 長期貸付金	158		
貸倒引当金(*2)	100		
	57	57	-
(4) 敷金及び保証金	1,080	1,059	20
資産計	10,039	10,019	20
(1) 短期借入金	-	-	-
(2) 未払金	1,259	1,259	-
(3) 未払法人税等	307	307	-
(4) 長期借入金(*3)	2,260	2,260	0
負債計	3,827	3,827	0

(\*1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 長期貸付金

個別に回収可能性を検討し、回収見込額に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利率等で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,132	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,538	-	-	-
敷金及び保証金	154	326	235	215
合計	10,824	326	235	215

長期貸付金144百万円は償還予定額が見込めないため、上記の表には含めておりません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,350	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,552	-	-	-
敷金及び保証金	112	399	236	331
合計	9,014	399	236	331

長期貸付金158百万円は償還予定額が見込めないため、上記の表には含めておりません。

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	850	-	-	-	-	-
長期借入金	1,160	809	535	411	382	121
合計	2,010	809	535	411	382	121

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	809	535	411	382	97	23
合計	809	535	411	382	97	23

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 12名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 203名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 288,900株
付与日	2019年12月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年7月1日 至 2029年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2019年12月13日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	272,000
付与	-
失効	12,200
権利確定	-
未確定残	259,800
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

## 単価情報

		第1回新株予約権
会社名		提出会社
決議年月日		2019年12月13日
権利行使価格	(円)	120
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準方式により算定された価格に基づき決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 733百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
- 百万円



## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	67百万円	74百万円
未払事業税	28	33
貸倒引当金	27	30
賞与引当金	19	13
未実現利益	-	26
減価償却超過額	153	194
役員退職慰労引当金	25	25
預り金	17	21
控除対象外消費税	29	25
資産除去債務	207	206
その他	25	16
繰延税金資産小計	600	668
評価性引当額	67	73
繰延税金資産合計	533	595
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	4	4
資産除去債務に対応する除去費用	80	71
繰延税金負債合計	85	75
繰延税金資産の純額	448	519

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割	1.2	1.4
税額控除	-	1.9
のれん償却	0.4	0.5
評価性引当額の増減	2.3	0.5
連結子会社の適用税率差異	2.9	3.3
その他	0.1	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0	33.7

## (企業結合等関係)

## (共通支配下の取引等)

## 1. 連結子会社間の吸収分割

## 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

保育施設の運営及び保育施設の運営受託に係る事業

企業結合日

2021年4月1日

企業結合の法的形式

株式会社ウィッシュ(当社の連結子会社)を分割会社とし、株式会社ポピンズ(当社の連結子会社)を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称

株式会社ポピンズ(当社の連結子会社)

## その他取引の概要に関する事項

株式会社ウィッシュの保育施設の運営事業を株式会社ポピンズに吸収し運営主体を一本化することで、業務効率化を図るとともに、最高水準のエデュケアを各保育施設で提供することを目的としております。

## 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 2. 連結子会社の新設分割

## 取引の概要

在宅サービス事業等

イ. 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: 株式会社ポピンズ

事業の内容: 在宅サービス事業(ナニー及びベビーシッター、介護、家事支援)及び高齢者向けデイサービス施設等の運営事業

ロ. 企業結合日

2021年7月1日

ハ. 企業結合の法的形式

株式会社ポピンズを分割会社とし、新たに設立する株式会社ポピンズファミリーケアを新設会社とする新設分割による会社分割であります。

ニ. 結合後企業の名称

株式会社ポピンズファミリーケア

教育研修・調査事業

イ. 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: 株式会社ポピンズ

事業の内容: 国内研修、海外研修及び調査・研究事業

ロ. 企業結合日

2021年7月1日

ハ. 企業結合の法的形式

株式会社ポピンズを分割会社とし、新たに設立する株式会社ポピンズプロフェッショナルを新設会社とする新設分割による会社分割であります。

ニ. 結合後企業の名称

株式会社ポピンズプロフェッショナル

## その他取引の概要に関する事項

当社グループは、各事業の意思決定を迅速化するとともに事業責任を明確化し、各事業の成長を加速させることを目的として、在宅サービス事業等及び教育研修・調査事業を新設会社に分割しております。

## 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## イ 当該資産除去債務の概要

施設及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年～20年と見積り、割引率は0.0%～1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	519百万円	602百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	80	16
時の経過による調整額	7	6
資産除去債務の履行による減少額	4	25
期末残高	602	599

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

## (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは持株会社制度を採用し、当社がグループ全体の経営戦略策定等の機能を担うとともに各事業会社の経営管理を行い、各事業会社は取り扱うサービスについて機動的に事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、これら事業会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「在宅サービス事業」、「エデュケア事業」の2つを報告セグメントとし、報告セグメントに含まれない事業セグメントを「その他」としております。

## (2) 報告セグメントに属するサービスの種類

「在宅サービス事業」は、主にチャイルドケアサービス、シルバーケアサービス等の居宅訪問による保育及び高齢者向けケアサービスを行っております。「エデュケア事業」は、主に認可保育事業、認可外保育事業等の保育・学童施設の運営を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、事業セグメントに配分していません。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	在宅サービス 事業	エデュケア 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,689	19,350	22,039	1,006	23,045	-	23,045
セグメント間の内部 売上高又は振替高	161	-	161	32	193	193	-
計	2,850	19,350	22,200	1,038	23,238	193	23,045
セグメント利益	833	1,878	2,711	209	2,921	1,454	1,466
その他の項目							
減価償却費	19	141	161	1	162	82	245
のれん償却額	-	7	7	-	7	23	30

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育研修・調査事業、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業、人材派遣・紹介事業等が含まれております。

(注2) 調整額は以下のとおりであります。

1. セグメント利益の調整額 1,454百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に経営管理に係る一般管理費用及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. 減価償却費の調整額82百万円は、主に全社資産等に係る減価償却費であります。
3. のれん償却額の調整額23百万円は、各報告セグメントに配分していないのれん償却額であります。

(注3) セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注4) セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載していません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	在宅サービス 事業	エデュケア 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,202	20,379	23,582	1,167	24,749	-	24,749
セグメント間の内部 売上高又は振替高	193	-	193	15	209	209	-
計	3,396	20,379	23,776	1,182	24,958	209	24,749
セグメント利益	905	1,853	2,759	290	3,050	1,530	1,519
その他の項目							
減価償却費	30	159	190	2	192	56	248
のれん償却額	-	7	7	-	7	23	30

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育研修・調査事業、高齢者向けサービス施設等の運営事業、人材派遣・紹介事業等が含まれております。

(注2) 調整額は以下のとおりであります。

1. セグメント利益の調整額 1,530百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に経営管理に係る一般管理費用及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. 減価償却費の調整額56百万円は、主に全社資産等に係る減価償却費であります。
3. のれん償却額の調整額23百万円は、各報告セグメントに配分していないのれん償却額であります。

(注3) セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注4) セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）及び当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	在宅サービス事業	エデュケア事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	153	-	-	153

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	在宅サービス事業	エデュケア事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	7	-	23	30
当期末残高	-	25	-	74	100

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	在宅サービス事業	エデュケア事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	7	-	23	30
当期末残高	-	-	-	51	51

（注）1. 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額であります。

2. 「エデュケア事業」において、のれんの減損損失17百万円を計上しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Poppins U.S.A., Incorporated	米国ハワイ州ホノルル	16 (千ドル)	保育サービスの提供	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金 (注) 1	144
							貸倒引当金 繰入額	9	貸倒引当金	88

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Poppins U.S.A., Incorporated	米国ハワイ州ホノルル	16 (千ドル)	保育サービスの提供	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金 (注) 1	158
							貸倒引当金 繰入額	12	貸倒引当金	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 . (1)Poppins U.S.A., Incorporatedへの貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2)取引金額については、為替差損益は含めておらず、期末残高には含めております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	696.97円	761.68円
1株当たり当期純利益	127.54円	99.70円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	123.65円	97.18円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,051	966
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,051	966
普通株式の期中平均株式数(株)	8,246,419	9,697,300
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	259,412	251,216
(うち新株予約権)(株)	(259,412)	(251,216)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。



## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	850	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,160	809	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	8	6	1.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,260	1,450	0.5	2023年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	19	13	1.1	2023年～2025年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	4,300	2,280	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	535	411	382	97
リース債務	5	4	2	-

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	6,309	12,187	18,234	24,749
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	603	763	1,053	1,457
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	371	522	701	966
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	38.32	53.91	72.34	99.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	38.32	15.59	18.43	27.36

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,218	578
前払費用	34	54
関係会社短期貸付金	2,070	2,640
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	1,570
その他	113	161
流動資産合計	5,336	4,905
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	116	109
工具、器具及び備品	30	23
その他	20	16
有形固定資産合計	167	149
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	121	201
その他	123	38
無形固定資産合計	244	239
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	2,118	2,098
関係会社長期貸付金	2,214	658
その他	156	228
貸倒引当金	88	100
投資その他の資産合計	4,400	2,884
<b>固定資産合計</b>	4,812	3,274
<b>資産合計</b>	10,149	8,179

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2,850	-
1年内返済予定の長期借入金	1,133	808
未払金	161	1,770
未払法人税等	113	26
預り金	21	23
その他	54	40
流動負債合計	2,334	968
固定負債		
長期借入金	2,239	1,431
資産除去債務	17	17
その他	16	12
固定負債合計	2,274	1,461
負債合計	4,608	2,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,095	2,095
資本剰余金		
資本準備金	2,016	2,016
その他資本剰余金	1,036	1,036
資本剰余金合計	3,052	3,052
利益剰余金		
利益準備金	11	11
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	465	674
利益剰余金合計	477	686
自己株式	84	84
株主資本合計	5,540	5,749
純資産合計	5,540	5,749
負債純資産合計	10,149	8,179

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	1,715	2,015
営業費用	2,168	1,213
営業利益	546	655
営業外収益		
受取利息	24	27
為替差益	-	15
その他	1	1
営業外収益合計	25	44
営業外費用		
支払利息	26	18
上場関連費用	53	-
貸倒引当金繰入額	9	12
その他	12	-
営業外費用合計	102	30
経常利益	469	669
特別損失		
関係会社株式評価損	-	19
特別損失合計	-	19
税引前当期純利益	469	649
法人税、住民税及び事業税	152	108
法人税等調整額	43	6
法人税等合計	108	101
当期純利益	361	548

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	90	10	1,036	1,046	11	350	362	84	1,414	1,414
当期変動額										
新株の発行	2,005	2,005		2,005					4,011	4,011
剰余金の配当						246	246		246	246
当期純利益						361	361		361	361
当期変動額合計	2,005	2,005	-	2,005	-	115	115	-	4,126	4,126
当期末残高	2,095	2,016	1,036	3,052	11	465	477	84	5,540	5,540

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,095	2,016	1,036	3,052	11	465	477	84	5,540	5,540
当期変動額										
剰余金の配当						339	339		339	339
当期純利益						548	548		548	548
当期変動額合計	-	-	-	-	-	208	208	-	208	208
当期末残高	2,095	2,016	1,036	3,052	11	674	686	84	5,749	5,749

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従い、前事業年度に係る内容については、記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた21百万円は、「貸倒引当金繰入額」9百万円、「その他」12百万円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	5百万円	12百万円
短期金銭債務	-	1

## 2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	2,000百万円	2,100百万円
借入実行残高	850	-
差引額	1,150	2,100

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,715百万円	2,015百万円
営業費用	-	2
営業取引以外の取引による取引高	24	27

## 2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、金額は全て一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	271百万円	324百万円
給料及び手当	240	282
保守料	120	126
減価償却費	63	78

## (有価証券関係)

前事業年度(2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,118百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,098百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8百万円	6百万円
貸倒引当金	27	30
関係会社株式評価損	13	19
その他	7	7
繰延税金資産合計	56	63
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5	4
関係会社長期貸付金	22	22
繰延税金負債合計	27	27
繰延税金資産の純額	29	35

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	15.9
住民税均等割	0.5	0.4
評価性引当額の増減	8.0	-
その他	0.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.1	15.6

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	116	1	-	8	109	12
	工具、器具及び備品	30	1	-	8	23	24
	その他	20	-	-	4	16	5
	計	167	3	-	21	149	42
無形 固定資産	ソフトウェア	121	137	-	57	201	-
	その他	123	33	119	-	38	-
	計	244	171	119	57	239	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 基幹システム開発費用 128百万円

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	88	12	-	100

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.poppins.co.jp/hldgs/">https://www.poppins.co.jp/hldgs/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第5期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月30日関東財務局長に提出

内部統制報告書及びその添付書類  
2021年3月30日関東財務局長に提出

四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期(自2021年1月1日至2021年3月31日) 2021年5月11日関東財務局長に提出

第6期第2四半期(自2021年4月1日至2021年6月30日) 2021年8月11日関東財務局長に提出

第6期第3四半期(自2021年7月1日至2021年9月30日) 2021年11月10日関東財務局長に提出

確認書の訂正確認書

事業年度第5期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年5月21日関東財務局長に提出

第6期第1四半期(自2021年1月1日至2021年3月31日) 2021年5月21日関東財務局長に提出

臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ  
く臨時報告書

2021年3月31日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社ポピズホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑中 数正  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポピズホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピズホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エデュケア事業の保育・学童施設に係る有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表の有形固定資産1,666百万円には、エデュケア事業の保育・学童施設に係るものが含まれており、重要な構成割合を占めている。また、注記事項（連結損益計算書関係）の「 2 減損損失」に記載されているとおり、当連結会計年度において保育施設の固定資産について減損損失153百万円が計上されている。</p> <p>エデュケア事業においては保育・学童に係る施設サービスを展開しているが、会社は、施設ごとに資産のグルーピングを行っており、施設の損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された施設に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損判断の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、その性質上、経営者による仮定と判断を伴うものであることから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エデュケア事業の保育・学童施設に係る有形固定資産の減損が適切に認識されているかを検討するために、以下の手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社が作成した減損検討資料を入手し、施設別損益及び有形固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合した。</li> <li>• 施設別将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>• 減損の兆候が識別されたすべての施設を対象に、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの合計額の比較を行った。</li> <li>• 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における将来キャッシュ・フローの見積りと実績を比較した。</li> <li>• 一定の条件で抽出した施設につき、会社が使用した将来キャッシュ・フローに係る重要な仮定について経営者と協議し、外部情報との整合性を確かめた。</li> <li>• 将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来計画と、経営者によって承認された予算及び関連データとの整合性を検討した。</li> </ul>

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社ポピズホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑中 数正  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポピズホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピズホールディングスの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式は2,098百万円（総資産に占める割合は25.7%）であり、その全てが市場価格のない関係会社株式である。</p> <p>市場価格のない関係会社株式について財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額処理を行う必要がある。但し、関係会社株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、市場価格のない関係会社株式にかかる評価の妥当性の検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場価格のない関係会社株式は、財務諸表における金額の重要性が高く、実質価額の著しい低下により減額処理が行われると、財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性があること。</li> <li>実質価額が著しく低下した場合に行う回復可能性の検討は、経営者の判断を伴うこと。</li> </ul>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の合理性を検証するため、主に以下の監査手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価した内部統制には関係会社株式の評価に用いられた事業計画の社内の査閲や承認手続を含んでいる。</li> <li>監査上重要と判断した会社の取締役会議事録の閲覧及び経営者等への質問を通じて関係会社株式の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する関係会社株式の有無を確認した。</li> <li>実質価額を各関係会社の財務数値より再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性、及び帳簿価額に対する実質価額の著しい低下が生じた関係会社株式の有無について把握した。</li> <li>実質価額が著しく低下したが、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるため、期末において相当の減額をしない場合に、その回復可能性に関わる経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度の事業計画とその後の実績値の比較を実施した。</li> <li>実質価額が著しく低下している関係会社株式のうち、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は実質価額まで減損処理を行っていることを確認した。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。